第36回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時	2026年３月25日（水曜日） 午前10時（受付開始　午前９時30分）
開催場所	東京都千代田区隼町１番１号 ホテルグランドアーク半蔵門 ４階 富士の間
決議事項	議案　取締役７名選任の件

インターネット及び郵送等による議決権行使期限

2026年３月24日（火曜日）
午後５時まで

議決権を有効に行使いただいた株主様お一人につき、もれなく**ネクセラオリジナルQUOカード（500円分）**を後日郵送いたします。
なお、本年は株主総会終了後の株主懇談会の開催はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

ネクセラファーマ株式会社
証券コード：4565

Message from CEO

ごあいさつ

株主のみなさまにおかれましては、平素より格別のご支援、ご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

2025年は当社にとって「事業基盤の再構築」と「パイプラインの本格的な価値顕在化」が同時に進んだ、極めてチャレンジングかつ重要な一年であり、日本と世界中の患者さまのために医薬品開発を加速するというミッションに向けて、大きく前進しました。当社は、いわゆる典型的な日本の製薬企業でも、外資製薬企業の日本支社でもありません。私たちは、日本で初めての、日本発の国際的なリーディングバイオ医薬品企業となることを目指しています。

商業面では、日本国内での上市品としてピヴラッツ®に加え、2025年12月に2週間処方制限が解除された不眠症治療薬クービビック®の今後の成長にも期待を寄せています。また、韓国やその他の主要なAPAC（中国除く）市場でもこれらの製品を患者さまに提供できるよう準備を進めています。

さらに重要なことに、提携パイプライン全体が大きく前進し、複数のプログラムが後期臨床開発段階へと進捗しました。これらのプログラムは、神経・精神疾患、代謝性疾患、免疫及び炎症性疾患など、アンメットニーズと市場規模のきわめて大きな疾患領域において、新たな治療法となることを目指しています。研究開発では、イーライリリー社、アッヴィ社、ニューロクライン社、センテッサ社といった業界のリーディング企業との提携関係も進展し、自社開発では肥満パイプライン群の立ち上げやEP4拮抗薬の臨床結果公表など、画期的新薬創出に大きく近づきました。特に、提携先のニューロクライン社によるムスカリン受容体作動薬ポートフォリオの進捗はめざましく、「NxWave™」プラットフォームを使用した開発品として初めて大規模フェーズ3試験に進むことができました。2026年には、センテッサ社によるナルコレプシー／特発性過眠症治療薬候補を含む提携プログラムも開発が一段と進展し、後期臨床段階のプログラムが一層厚みを増していく見通しです。重層的な後期開発品を持つことは、当社の将来ポテンシャルに極めて重要です。

2026年は、提携先からのマイルストン・ロイヤルティの拡大、自社製品・開発パイプラインの進捗、新規提携・導入の進捗、事業再構築の効果による収益性改善が本格的に現れ始める重要な一年になると考えています。

2025年は以下のようなビジネスの進捗がありました。

- クービビック®（ダリドレキサント）の製造原価低減を加速するための製造所追加に係る一部変更承認取得、台湾における販売承認申請の実施
- 提携先のニューロクライン社による統合失調症治療薬候補NBI-1117568（M４作動薬）の第Ⅲ相臨床試験開始
- 提携先であるセンテッサ社による３つの睡眠障害（ナルコレプシー１型、ナルコレプシー２型、特発性過眠症）に対するORX750の第Ⅱ相臨床試験の一部データ発表、ORX142の第Ⅰ相臨床試験開始
- 提携先であるイーライリリー社との代謝性疾患を対象とした研究開発提携において開発マイルストン達成
- 提携先であるアッヴィ社との神経疾患を対象とした創薬提携において開発マイルストン達成
- 自社プログラムであるがん免疫療法候補薬NXE0039732（EP4拮抗薬）の第Ⅱa相臨床試験開始
- 自己免疫疾患治療薬候補cenerimodの日本およびAPAC（中国を除く）における権利をヴィアトリス社に譲渡
- 肥満症・長期的体重管理を目指す自社開発パイプライン群の立ち上げ
- 黒字化に向けた事業再構築を発表

当社グループは、今後も人生を変える医薬品の提供を加速するというミッションを実現し、日本で初めての、日本発の国際的なリーディングバイオ医薬品企業となることを目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

2026年２月
代表執行役社長CEO
クリストファー・カーギル

Nxera

Mission

- 最先端のテクノロジーにより、画期的な医薬品をいち早く届ける

Vision

- 日本から世界にイノベーションを届け、日本発の国際的なリーディングバイオ企業になる

Values

- 患者さまやそのご家族、全ての医療従事者への貢献を、第一の使命とします
- イノベーションとチームワークを原動力に、成功を引き寄せます
- 本質的な課題の解決に、全力で集中します
- 迅速かつ大胆に決断し、行動します
- オペレーションエクセレンスを追及します

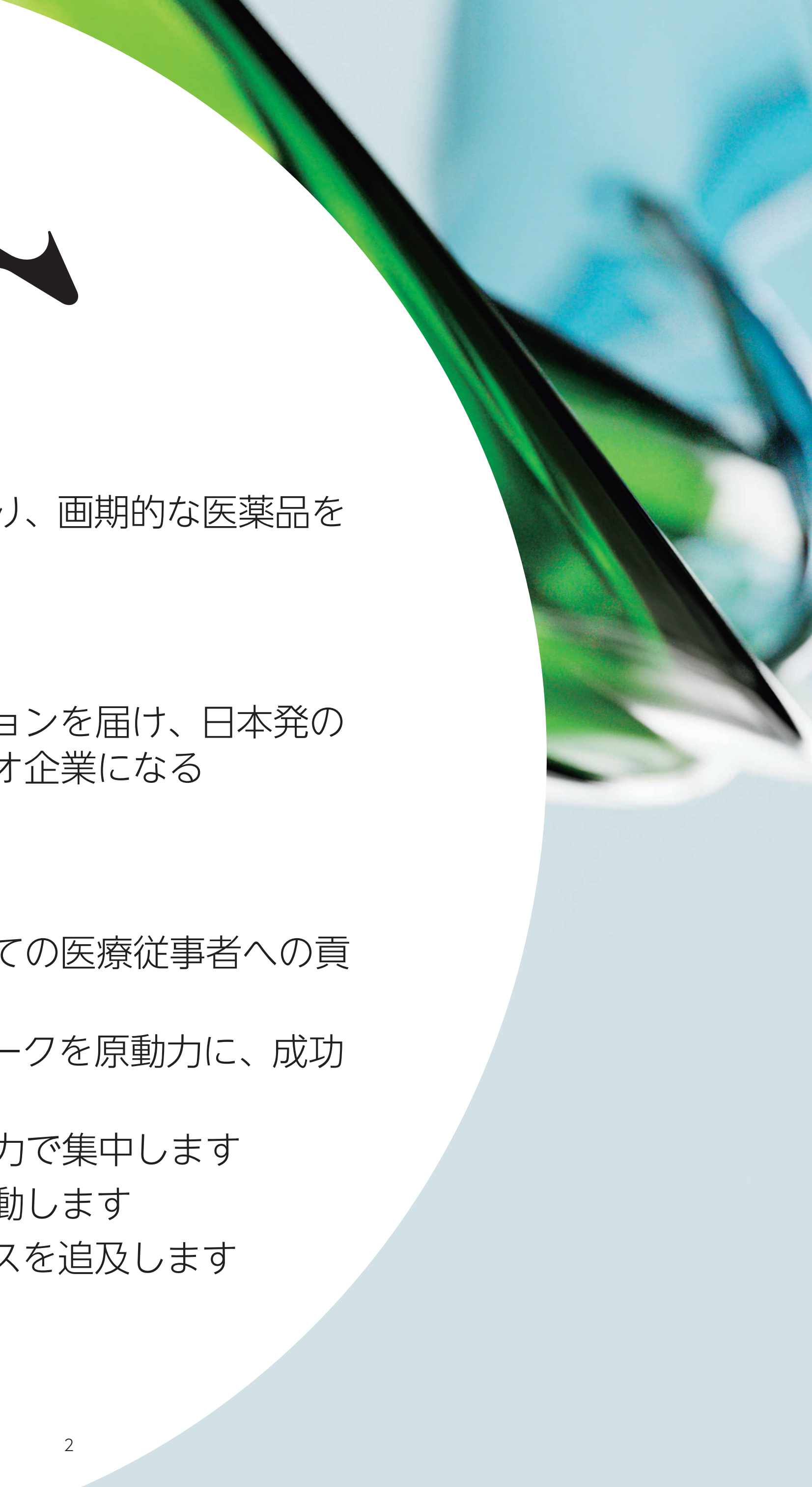

証券コード：4565
（発送日）2026年３月５日
（電子提供措置の開始日）2026年２月26日

株主のみなさまへ

東京都港区赤坂九丁目７番２号
ネクセラファーマ株式会社
代表執行役社長 ＣＥＯ クリストファー・カーギル

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第36回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】　https://www.nxera.life/jp

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆さま」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）と三井住友信託銀行のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東証ウェブサイト】　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ネクセラファーマ」または「コード」に当社証券コード「4565」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

【三井住友信託銀行ウェブサイト】https://www.soukai-portal.net

（同封の議決権行使書用紙にあるＱＲコードを読み取るか、ログインＩＤ・パスワードをご入力ください。）

ＱＲコードは議決権行使書用紙にございます

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使について」（5～６ページ）をご参照いただき、2026年３月24日（火曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

日　時	2026年３月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）
場　所	東京都千代田区隼町１番１号　ホテル グランドアーク半蔵門　４階 富士の間 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
目的事項	報告事項　1．第36期（2025年１月１日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2．第36期（2025年１月１日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項　議　案　取締役７名選任の件

招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

1．ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
2．インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。
3．インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。
4．議決権の不統一行使をする場合は、本総会の３日前までに書面または電磁的方法により議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を当社株主名簿管理人に通知するものといたします。

以上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
なお、監査委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
・事業報告「企業集団の現況」のうち
　事業の経過及び成果
　直前３事業年度の財産及び損益の状況
　対処すべき課題
　主要な事業内容
　主要な営業所及び工場
　使用人の状況
　主要な借入先の状況
　その他企業集団の現況に関する重要な事項
・事業報告「会社の現況」のうち
　株式の状況
　新株予約権等の状況
　会計監査人の状況
　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
　剰余金の配当等の決定に関する方針
　会社の支配に関する基本方針
・連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表）
・計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁記載の各ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使について

インターネット等で議決権を行使される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイトに以下いずれかの方法によりアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限	2026年３月24日（火曜日）**午後５時まで**

スマートフォン等による議決権行使方法

1. 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
2. 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
3. スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

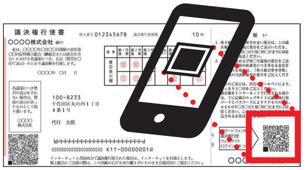

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL　▶https://www.soukai-portal.net

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。　▶https://www.web54.net

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
0120-652-031
（受付時間　9時～21時）

ぜひQ&Aもご確認ください。

機関投資家のみなさまへ
議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

書面で議決権を行使される場合

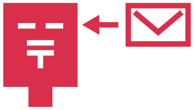

本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限	2026年３月24日（火曜日）**午後５時到着分まで**

当日ご出席される方へ

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時	2026年３月25日（水曜日）**午前10時（受付開始 午前９時30分）**
場 所	**東京都千代田区隼町１番１号　ホテル グランドアーク半蔵門　４階 富士の間**

いずれかの方法により、議決権を有効に行使いただいた株主様お一人につき、もれなく**ネクセラオリジナルQUOカード（500円分）**を後日郵送いたします。

● インターネットによるライブ配信のご案内

　本株主総会の模様は、当日インターネットを通じてリアルタイムでご視聴いただけるようライブ配信を行います。詳細は同封のリーフレットをご覧ください。

　なお、本ライブ配信はご視聴専用となります。議決権行使や質疑応答をすることはできませんのでご了承ください。

議　　　　案　取締役７名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役７名の選任を提案するものであります。

指名委員会では、取締役候補者の決定にあたり、経営経験、専門性、経歴・実績、他社との兼職状況など各候補者のスキル及び職務遂行状況、心身の健康状態、コンプライアンス意識などを考慮しております。また、性別・国籍などにおいても高い多様性の実現に配慮しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位及び担当	属　性	取締役会出席回数
1	クリストファー・カーギル Christopher Cargill	取締役会会長、代表執行役社長CEO、指名委員長、報酬委員	再任	16/17回
2	デビッド・ロブリン David Roblin	社外取締役、報酬委員長、指名委員	再任 社外 独立	13/17回
3	ロルフ・ソダストロム Rolf Soderstrom	社外取締役、監査委員長、報酬委員	再任 社外 独立	14/17回
4	富田（とみた） 英子（えいこ）	社外取締役 監査委員	再任 社外 独立	14/17回
5	志村（しむら） 直子（なおこ）	社外取締役 監査委員	再任 社外	10/12回
6	ニコラ・ラブソン Nicola Rabson	社外取締役 報酬委員	再任 社外 独立	9/12回
7	諸岡（もろおか） 健雄（たけお）	—	新任 社外 独立	—

再任 再任取締役候補者　新任 新任取締役候補者　社外 社外取締役候補者　独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

※ 志村 直子氏及びNicola Rabson氏は、2025年3月26日開催の第35回定時株主総会において取締役に選任されたため、就任以降開催された取締役会に対する出席回数を記載しています。

ご参考 各取締役候補者のスキルマトリクスは、以下のとおりです。
なお、以下の一覧表は、各取締役候補者が有するすべての知見を表すものではありません。

在任年数	スキル					
	企業経営	技術・研究開発	事業戦略・マーケティング	財務・会計	法律・コンプライアンス	人事・労務
4年	●		●	●		
8年	●	●	●			
6年	●		●	●		
3年	●	●	●			
1年					●	
1年					●	●
—	●	●	●		●	

候補者番号

1

クリストファー・カーギル
Christopher Cargill 生年月日　1984年1月3日　再任

[略歴、当社における地位及び担当]

2009年　2月　KPMG入社
2010年　4月　JPMorgan Chase & Co入社
2017年　9月　当社コーポレートコミュニケーション部長
2018年　6月　当社暫定CFO
同　年　同　月　Sosei R&D Ltd. ディレクター
2018年 11月　当社執行役副社長兼CFO
2019年　1月　Heptares Therapeutics Ltd.（現　Nxera Pharma UK Limited）取締役（現任）
2021年　4月　当社執行役 COO兼CFO
2021年　9月　当社執行役 CFO
2022年　3月　当社取締役兼代表執行役社長CEO
2022年　8月　Sosei Group USA Inc.（現　Nxera Pharma USA Inc.）取締役（現任）
2023年　4月　株式会社そーせい 代表取締役社長
2023年　7月　イドルシアファーマシューティカルズジャパン株式会社（現　ネクセラファーマジャパン株式会社）取締役
2024年　9月　ネクセラファーマジャパン株式会社 代表取締役
2025年　3月　当社取締役会会長兼代表執行役社長CEO（現任）
2025年　7月　ネクセラファーマジャパン株式会社 取締役（現任）

所有する当社の株式数
109,868株

取締役在任年数
4年

取締役会出席状況
16/17回

■ **担当する委員の状況** … 指名委員長、報酬委員

[重要な兼職の状況]

ネクセラファーマジャパン株式会社 取締役
Nxera Pharma UK Limited 取締役

取締役候補者とした理由

Christopher Cargill氏は、海外大手金融機関等での業務経験に基づく、財務・会計分野の豊富な専門知識を有しております。2017年の当社入社以降、CFOとして経営戦略の立案を担い、2022年３月からは当社取締役兼代表執行役社長CEOとして、当社のビジネスへの深い理解のもと、経営全般を牽引し、その高い経営管理能力を発揮してまいりました。その経験とマネジメント力が当社の更なる発展に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

デビッド・ロブリン
David Roblin

生年月日　1966年9月25日

再任　社外　独立

所有する当社の株式数
12,744株

社外取締役在任年数
8年

取締役会出席状況
13/17回

[略歴、当社における地位及び担当]

1991年 4月	St George's and St Bartholomew's Hospital 臨床診療
1997年 6月	Bayer Pharma AG 抗感染症治療分野ヘッド
2008年 6月	Pfizer Inc. シニア・ヴァイス・プレジデント、ヘッド・オブ・リサーチ、サイト・ヘッド、チーフ・メディカル・オフィサー、ヨーロッパ R&D
2011年 4月	Creabilis チーフ・メディカル・オフィサー
2013年 9月	Swansea University, School of Medicine 名誉教授（現任）
2014年 2月	The Francis Crick Institute COO
2015年 6月	St George's Hospital Medical School トランスレーショナル医療 名誉教授（現任）
2017年 2月	The Francis Crick Institute Scientific Translation チェアマン（現任）
同 年 同 月	Summit Therapeutics 研究開発担当プレジデント
2018年 6月	当社社外取締役（現任）
2020年 3月	Juvenescence Ltd. COO兼CEO JuvRX ディビジョン
2022年 4月	Relation Therapeutics Limited CEO（現任）
同 年 同 月	Centauri Therapeutics Limited チェア オブ ボード（現任）

■ **担当する委員の状況** … 報酬委員長、指名委員

[重要な兼職の状況]

The Francis Crick Institute Scientific Translation チェアマン
Relation Therapeutics Limited CEO
Centauri Therapeutics Limited チェア オブ ボード

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

David Roblin氏は、医師として臨床に携わったのち、大手製薬企業においてヨーロッパにおける研究開発部門のヘッド及びシニア・ヴァイス・プレジデントを務めるなど製薬業界で優れた実績を有しております。企業経営、技術・研究開発及び事業戦略・マーケティングの専門的見地から、研究開発全般に対し有益な助言・提言等を積極的に行っていただいています。これらの重要な役割を果たしていただくことで、経営の監督機能、ガバナンス体制の更なる強化が期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号
3

ロルフ・ソダストロム
Rolf Soderstrom

生年月日　1965年7月29日

再任　社外　独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1988年　1月	PricewaterhouseCoopers 入社
2000年 12月	Cable & Wireless plc. コーポレート・ファイナンス・ディレクター
2002年　6月	MobileOne Ltd.（現 M1 Ltd.）社外取締役
2004年　1月	Cobham plc. ディビジョナル・ファイナンス・ディレクター
2007年　8月	Protherics plc.（現 BTG plc.）チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
2008年 12月	BTG plc. チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
2019年　7月	Ergomed plc. シニアインディペンデントディレクター
2020年　3月	当社社外取締役（現任）
2020年　9月	BioPharma Credit plc. ノン・エグゼクティヴ・ディレクター（現任）
2021年　7月	Syncona Investment Management Limited チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
2024年　4月	Syncona Investment Management Limited エグゼクティヴ・パートナー

所有する当社の株式数
20,525株

社外取締役在任年数
6年

取締役会出席状況
14/17回

■ **担当する委員の状況** … 監査委員長、報酬委員

[重要な兼職の状況]

BioPharma Credit plc. ノン・エグゼクティヴ・ディレクター

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

Rolf Soderstrom氏は、英国の会計士の資格を有し、ヨーロッパ、北米、アジアの企業でファイナンス関係のリーダーとしてM&A、リスク・マネジメント、ガバナンス等の幅広い経験と実績を有しております。また18年にわたりライフサイエンス分野の様々な企業で要職を務めています。企業経営、事業戦略・マーケティング及び財務・会計の専門的見地から、経営全般に対し有益な助言・提言等を積極的に行っていただいています。これらの重要な役割を果たしていただくことで、経営の監督機能、ガバナンス体制の更なる強化が期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号
4

富田(とみた) 英子(えいこ)　生年月日　1961年4月20日　再任　社外　独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1984年 4月　エーザイ株式会社入社
1994年 9月　IBRD株式会社入社
1999年 9月　モンサント株式会社（現　ファイザー株式会社）入社
2000年 11月　アストラゼネカ株式会社入社
2006年 9月　ファイザー株式会社入社
2007年 4月　ブリストルマイヤーズスクイブ株式会社入社
2017年 11月　Bristol Myers Squibb Global Regulatory Sciences Intercontinental ヴァイスプレジデント　日本・韓国・台湾及び Intercontinental（オーストラリア・ブラジル・トルコ・インド・中近東・南米等）担当
2020年 3月　同社 Global Regulatory Sciences Intercontinental ヴァイスプレジデント　Intercontinental（中国・韓国・台湾・オーストラリア・ロシア・ブラジル・トルコ・インド・中近東・南米等）担当
2023年 4月　当社社外取締役（現任）

所有する当社の株式数
9,886株
社外取締役在任年数
3年
取締役会出席状況
14/17回

■ **担当する委員の状況** … 監査委員

[重要な兼職の状況]

該当無し

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

富田 英子氏は、薬剤師の資格を有し、国内外のグローバル製薬企業で、国際的な医薬承認プロセスに深く携わると共に顕著な実績を有しております。このような経験をもとに、技術・研究開発及び事業戦略・マーケティングの専門的見地から、経営全般に対し有益な助言・提言等を積極的に行っていただいています。これらの重要な役割を果たしていただくことで、経営の監督機能、ガバナンス体制の更なる強化が期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号
5

志村　直子（しむら　なおこ）

生年月日　1974年6月5日

再任　社外

[略歴、当社における地位及び担当]

1999年	4月	弁護士登録、西村総合法律事務所（現　西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所
2004年	9月	Debevoise & Plimpton LLP （ニューヨーク）勤務
2005年	4月	ニューヨーク州弁護士登録
2008年	1月	西村あさひ法律事務所（現　西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）パートナー（現任）
2008年	9月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科　非常勤講師
2016年	5月	株式会社旅工房 社外監査役
2018年	6月	株式会社ミクシィ 社外取締役
2018年	9月	一橋大学大学院法学研究科 ビジネスロー専攻　非常勤講師（現任）
2019年	6月	日本信号株式会社 社外監査役
2023年	6月	月島ホールディングス株式会社　社外取締役（現任）
2025年	3月	当社社外取締役（現任）

所有する当社の株式数
—

社外取締役在任年数
1年

取締役会出席状況
10/12回

■ **担当する委員の状況** … 監査委員

[重要な兼職の状況]

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　パートナー
月島ホールディングス株式会社　社外取締役
一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻　非常勤講師

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

志村 直子氏は、大手法律事務所のパートナー弁護士として、国内外の企業法務やM＆Ａ分野において専門的な知識及び豊富な経験を有しております。これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、このような経験をもとに、法律・コンプライアンスの専門的見地から、経営全般に対し有益な助言・提言等を積極的に行っていただいています。これらの重要な役割を果たしていただくことで、経営の監督機能、ガバナンス体制の更なる強化が期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号
6

Nicola Rabson（ニコラ・ラブソン）

生年月日　1974年10月1日

再任　社外　独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1998年 9月	Charles Russell LLP トレーニー ソリシター
2000年 1月	Linklaters LLP アソシエイト
2010年 5月	Linklaters LLP 人事労務 パートナーロイヤー、ヘッド・オブ・エンプロイメント（現任）
2014年 1月	Linklaters LLP グローバル・ヘッド・エンプロイメント ＆ インセンティヴ（グローバル エグゼクティヴ メンバー）
2021年 3月	Kent FA シニア インデペンデント ディレクター、ボード、指名委員、監査委員、リスク・報酬委員（現任）
2022年 5月	Royal Russell School ガバナー・トラスティー ボード、ファイナンス・エステート委員、ステラトジー・任命・報酬委員（現任）
2022年 11月	ZIGUP plc. ノン・エグゼクティヴ・ディレクター、ボード、指名委員、報酬・監査委員（現任）
2025年 3月	当社社外取締役（現任）

所有する当社の株式数
—

社外取締役在任年数
1年

取締役会出席状況
9/12回

■ **担当する委員の状況** … 報酬委員

[重要な兼職の状況]

Linklaters LLP 人事労務 パートナーロイヤー
Kent FA シニア インデペンデント ディレクター
Royal Russell School ガバナー・トラスティー
ZIGUP plc. ノン・エグゼクティヴ・ディレクター

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

Nicola Rabson氏は、国際的な法律事務所のパートナー弁護士として、人事労務分野に関し幅広い専門的な知識と豊富な経験を有しております。また、民間企業の社外取締役も務め、労働問題に加え、多様性と包括性、職場文化に関する戦略的取り組みについて助言を行っております。これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、このような経験をもとに、法律・コンプライアンス及び人事・労務の専門的見地から、経営全般に対し有益な助言・提言等を積極的に行っていただいています。これらの重要な役割を果たしていただくことで、経営の監督機能、ガバナンス体制の更なる強化が期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **7**

もろ おか たけ お
諸岡　健雄

生年月日　1969年4月21日

新任　社外　独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1994年　4月	医籍登録、京都大学形成外科医局入局
1998年　4月	厚生省（現　厚生労働省）入省
2002年　1月	WHOジュネーブ本部　医官等
2007年　1月	国際医療福祉大学　医療管理部長、大学院准教授、三田病院事務部長等
2010年　2月	コヴィディエンジャパン株式会社　VP　ガバメントアフェアーズ等
2015年　7月	MSD株式会社　執行役員 医薬政策部門統括、社長室長等
2018年 10月	一般社団法人日本医用アイソトープ開発準備機構　業務執行理事（現 理事）（現任）
2019年　4月	日本医用アイソトープ技術開発株式会社　創業者　代表取締役社長（現任）
2019年　7月	フュージョネアRIテクノロジーズ株式会社　共同創業者特別顧問（現任）
2020年　1月	日本医用アイソトープ株式会社　共同創業者　代表取締役社長（現任）
2021年　1月	PHコンサルティング合同会社（現 PHコンサルティング株式会社）創業者 代表社員（現 代表取締役社長）（現任）
2021年 10月	株式会社ヘッジホッグ・メドテック　共同創業者　執行役員 CSO他（現任）
2021年 12月	一般社団法人欧州製薬団体連合会　理事長
2024年 12月	株式会社MeDiCU　顧問（現任）
2025年　4月	当社戦略的諮問委員（現任）

所有する当社の株式数
—
社外取締役在任年数
—
取締役会出席状況
—

[重要な兼職の状況]

PHコンサルティング株式会社 代表取締役社長、株式会社ヘッジホッグ・メドテック 執行役員 CSO他
日本医用アイソトープ技術開発株式会社 代表取締役社長、日本医用アイソトープ株式会社 代表取締役社長
一般社団法人日本医用アイソトープ開発準備機構 理事、株式会社MeDiCU 顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

諸岡 健雄氏は、医師の資格を有し、臨床医として勤務した後、厚生省入省、WHOジュネーブ本部で医官として勤務いたしました。その後は、グローバルヘルスケア企業で経営幹部として政府渉外部門を統括し、近年では、医療に関するアドバイザリー会社や治療用アプリの開発などテクノロジーを医療に活かすことを目的とした企業などを設立し、その経営に携わっております。このような豊富な経験、特に薬事規制や医薬品政策に関する深い知見と実務経験をもとに経営全般に対し有益な助言・提言等を積極的に行っていただけるものと判断しております。これらの重要な役割を果たしていただくことで、経営の監督機能、ガバナンス体制の更なる強化が期待できることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．David Roblin氏、Rolf Soderstrom氏、富田英子氏、志村直子氏、Nicola Rabson氏及び諸岡健雄氏は、社外取締役候補者です。
３．取締役候補者と締結している責任限定契約の概要
当社は、David Roblin氏、Rolf Soderstrom氏、富田英子氏、志村直子氏及びNicola Rabson氏との間に会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項の定める最低責任限度額としています。本総会において、各候補者の選任が承認された場合、当社は当該契約を継続し、諸岡健雄氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。
４．当社は保険会社との間で、当社及び子会社の取締役・執行役・監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。保険料は当社が全額負担をしており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。本総会において各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。
５．当社は、David Roblin氏、Rolf Soderstrom氏、富田英子氏及びNicola Rabson氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として同取引所に届け出ています。本総会で各候補者の選任が承認された場合、当社は引き続き各氏を独立役員とし、諸岡健雄氏を「独立役員」として同取引所に届け出る予定です。

ご参考　社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役が次のいずれにも該当しない場合は、当該社外取締役は独立性を有するものと判断します。

１．当社グループ（当社及び当社の関係会社をいう。）の業務執行取締役、執行役その他の役員または従業員（以下「業務執行者」と総称する。）である者または業務執行者であった者
２．過去３事業年度のいずれかの事業年度において、当社グループの主要な取引先（当社と取引先との間の年間取引金額（製品・役務の提供、調達にかかる金額）がいずれかの連結売上高の２％を超える場合の当該取引先または事業年度末における借入残高が当社の連結総資産の２％を超える金融機関、それらの親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社）の業務執行者
３．過去３事業年度のいずれかの事業年度において、当社グループから、役員としての報酬以外に1,000万円を超える金銭その他の財産を個人として得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（ただし、当該財産を受領した法人、組合等の団体に所属する者については、その額が当該団体の総収入額の２％を超える場合）
４．過去３事業年度のいずれかの事業年度において、当社またはその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
５．直近の事業年度末において、当社の主要株主（自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上の当社株式を保有する株主）またはその業務執行者
６．上記１．から５．までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族。ただし、業務執行者については、重要な地位にある者である場合に限る。「重要な地位にある者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
７．その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役として職務を果たすことができないと合理的に判断される事情を有している者

以　上

● 事 業 報 告 （2025年１月１日から2025年12月31日まで）

1 企 業 集 団 の 現 況

(1) 事 業 の 経 過 及 び 成 果

① 当社グループの概況

当社グループは、テクノロジーに立脚したバイオ医薬品企業であり、日本及び世界中のアンメットニーズにお応えし、患者さまの生活の質を向上させる新しいスペシャリティ医薬品をお届けすることを目指しています。医薬品の研究（創薬）から開発、さらには販売までを中核事業として手掛けています。創薬・トランスレーショナルメディシン、前臨床及び初期臨床開発は英国を拠点とする100％子会社のNxera Pharma UK Limited（旧Heptares Therapeutics Ltd.）が、日本及び韓国における臨床開発・販売は、将来的にはその他のAPAC（中国除く）への拡大を視野に、日本を拠点とする100％子会社のネクセラファーマジャパン株式会社（旧イドルシアファーマシューティカルズジャパン株式会社、以下「NPJ」）と、韓国を拠点とするNxera Pharma Korea Co., Ltd.（旧Idorsia Pharmaceuticals Korea Co., Ltd.、以下「NPK」）が主にその役割を担っています。

創薬においては、Gタンパク質共役受容体（以下「GPCR」）を標的とする新規の低分子、ペプチド並びに抗体医薬品など、重要なアンメットメディカルニーズに応える革新的な新薬の創製に注力しています。独自のGPCR構造ベース創薬「NxWave™」プラットフォームにより、GPCRをターゲットとする新薬の設計における世界的リーダーとなり、神経疾患及び精神神経疾患、代謝性疾患、免疫疾患、炎症性疾患などの重要な治療領域をターゲットとした、自社開発あるいは提携中のプログラムを含めファーストインクラスあるいはベストインクラスとなり得る30品目を超える幅広いパイプラインを有しています。

後期開発・販売においては、日本及びAPAC（中国除く）でピヴラッツ®（一般名：クラゾセンタンナトリウム、脳血管攣縮治療薬として日本では2022年に発売済、韓国では承認取得済）及びクービビック®（一般名：ダリドレキサント、日本では2024年に不眠症治療薬として上市済）のライセンスと、Idorsia Pharmaceuticals Ltdが保有する第Ⅲ相臨床開発段階にあるLucerastat（ファブリー病）の同地域でのライセンスの独占的オプション権を保有しています。

また上記に加えて、Novartis International AG（以下「ノバルティス社」）の呼吸器疾患製品シーブリ®、ブリーズヘラー®、ウルティブロ® ブリーズヘラー®及びエナジア® ブリーズヘラー®のグローバルでの販売からのロイヤリティ収入を受領しています。ロイヤリティ収入は、当社グループの重要かつ安定的な資本の源泉となっています。

2024年4月1日、社名をそーせいグループ株式会社からネクセラファーマ株式会社に変更したことに伴い、「NxWave™」プラットフォーム、保有するパイプライン及び創薬・開発・商業化の能力を活用し、自社開発及び外部から取得した候補化合物を日本及び世界の患者さまに複数の治療オプションとして提供することを目指し、戦略をさらに進化させ、ブラッシュアップしました。この戦略では、以下の2つを戦略的な柱としました。

（１）日本およびAPACの患者さまに革新的な医薬品をお届けする

日本における幅広い臨床開発・商業化事業をテコに、日本及びAPACの患者さまに、自社開発あるいは他社から導入した新薬をお届けする。

（２）「NxWave™」プラットフォーム技術で精密にデザインされた幅広い新薬プログラムを推進する

自社で、あるいは提携先と共に、グローバルでニーズが高く、規模が大きく急成長している治療領域をターゲットとしたプログラムの研究開発を推進する。

（１）の日本およびAPACの患者さまに革新的な医薬品をお届けするという目標については重要な進展があり、不眠症治療薬クービビック®については、2024年12月に新発売したことを発表、2025年12月には2週間処方制限解除を報告しました。2025年10月には、クービビック®錠25mg、50mgの製造所の追加に関する医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請において承認取得を発表しました。第二原薬製造所の追加により製造原価低減寄与が期待でき、2027年以降の収益性が向上する見通しです。海外地域では2025年2月にダリドレキサントについて、Holling Bio-Pharma Corp.と台湾でのライセンス、製剤供給及び販売に関する契約締結を発表しました。台湾では2026年半ばにも発売される見込みです。

（２）の「NxWave™」プラットフォーム技術で精密にデザインされた幅広い新薬プログラムを推進するという目標については、成功のための戦略として、「NxWave™」プラットフォームを活用して、自社で開発した個別の候補化合物やプログラム、あるいは提携先が選定したターゲットに対する候補化合物の創薬・開発に関して、世界的なバイオ医薬品企業と提携を行ってきました。当社グループは、これらの提携の多くで、神経疾患及び精神神経疾患、代謝性疾患、免疫疾患、炎症性疾患など、医薬品市場で最も急成長している領域の開発プログラムに対する経済的権利を有しています。

提携プログラムでは、Neurocrine Biosciences Inc.（以下「ニューロクライン社」）との提携が引き続き大きく進展し、同社は業界最大級のムスカリン受容体作動薬候補のポートフォリオを保有しています。ニューロクライン社は、統合失調症に対するNBI-1117568（ムスカリンM4受容体作動薬）の第Ⅲ相臨床試験、双極性障害に対する第Ⅱ相臨床試験も開始しました。第Ⅲ相臨床試験については2027年以降の結果発表を予定しています。その他のムスカリン受容体作動薬候補のポートフォリオでも進展があり、NBI-1117570（選択的M1/M4デュアル受容体作動薬）は統合失調症に対する第Ⅱ相臨床試験を開始しました。ニューロクライン社はNBI-1117567（M1-preferring agonist）の第Ⅱ相臨床試験を2026年に開始する予定です。

さらに当社グループは、Eli Lilly and Company（以下「イーライリリー社」）との糖尿病及び代謝性疾患における複数のターゲットを対象にした研究開発・商業化に関する提携において開発マイルストン達成、AbbVie Inc.（以下「アッヴィ社」）との神経疾患における複数のターゲットを対象とした創薬提携において研究段階における２番目の重要なマイルストン達成を発表しました。また、Centessa Pharmaceuticals Limited（以下「センテッサ社」）が選択的経口オレキシン2受容体（OX2R）作動薬 ORX750のナルコレプシー1型（NT1）、ナルコレプシー2型（NT2）、及び特発性過眠症の患者を対象とし第Ⅱ相臨床試験に関して、良好な途中結果を公表しました。2026年にはORX750レジストレーショナルプログラムを開始する見込みです。

自社開発プログラムでは、がん免疫療法候補薬HTL0039732（NXE0039732）について、2025年9月にマイクロサテライト安定性（MSS）大腸がん（CRC）、胃または食道胃接合部（GOJ）腺がん、淡明細胞型腎細胞がん、及び転移性去勢抵抗性前立腺がんを対象にした 4つのコホートの第Ⅱ相a試験における最初の被験者への投与を発表しました。2025年10月にはCancer Research UKが、現在実施中の第Ⅰ/Ⅱa相試験（NCT05944237）のうち第Ⅰ相試験試験に関して、「欧州臨床腫瘍学会（European Society for Medical Oncology：ESMO）年次総会」（ESMO Congress 2025）において良好なデータを発表しました。

2025年は、事業基盤の再構築及びパイプラインの本格的な価値顕在化が同時に進んだ重要な年でしたが、当社グループは2030年ビジョン（売上高500億円以上、営業利益30％以上）に向けて大きく前進しております。引き続き、患者さまとご家族、医療現場、そして株主・投資家の皆さまに長期的・持続的な価値をお届けする、国際的なリーディングバイオ医薬品企業構築に邁進してまいります。引き続きご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申しあげます。

以上の結果、当期の業績は、売上収益29,615百万円（前期比780百万円増加）、コア営業損失352百万円（前期は3,606百万円の利益）、営業損失8,462百万円（前期は5,423百万円の損失）、当期損失12,530百万円（前期は4,838百万円の損失）となりました。

		第35期 2024年１月１日～ 2024年12月31日	第36期 2025年１月１日～ 2025年12月31日	＜ご参考＞ 前期比	
		金額	金額	金額	増減率
売上収益	(百万円)	28,835	29,615	＋780	2.7％増
コア営業利益又は損失（△）	(百万円)	3,606	△352	△3,958	－
営業損失（△）	(百万円)	△5,423	△8,462	△3,039	－
当期損失（△）	(百万円)	△4,838	△12,530	△7,692	－
基本的１株当たり当期損失（△）	(円)	△53.92	△138.80	△84.88	－

主な経営指標に関する状況は、以下のとおりです。

売 上 収 益

上市済製品

当期の上市済製品に関する収益は、前期に比べ3,888百万円増加し、20,136百万円となりました。内訳は以下の通りです。

ピヴラッツ®

日本において自社で販売する脳血管攣縮治療薬ピヴラッツ®の製品販売による収益を指します。当期は前期に比べ6.8%増加しました。これはピヴラッツ®の販売が好調に推移したことによるものです。

クービビック®

提携先の塩野義製薬株式会社から得ている、主に販売に応じたロイヤリティ及び製品供給による収益を指します。当期は前期に比べ223.9%増加しました。これはクービビック®の販売が前期第４四半期より開始されたことによるものです。

呼吸器疾患

提携先のノバルティス社から、シーブリ®、ウルティブロ®及びエナジア®（注）の売上に関連して得ている、ロイヤリティによる収益を指します。当期は前期と比較して1.0%減少しました。

（注）　シーブリ®、ウルティブロ®及びエナジア®はノバルティス社の登録商標です。

研究・開発

当期の研究・開発に関する収益は、前期に比べ3,108百万円減少し、9,479百万円となりました。内訳は以下の通りです。

契約一時金収入

新規の提携先と研究・開発段階における契約開始時に受領し、かつ認識される収益を指します。当期は前期と比較して179百万円増加しました。これは前期には新規契約が１件であったのに対し、当期は２件の新規契約を締結しております。

・売 上 収 益 の 内 訳

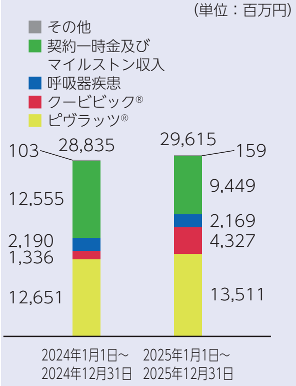

マイルストン収入

　既存の提携先が研究・開発段階における一定の進捗を達成した時に受領し、かつ認識される収益を指します。当期は前期と比較して3,278百万円減少しました。これは前期は５件、当期は７件とマイルストンの達成件数は増加しましたが、マイルストン収入は変動性が高く、個々の受領額が前年を下回ったことによるものです。

前受収益取崩額

　一部の研究開発提携では、契約一時金及びマイルストンを、前受収益として計上し、研究開発活動の進捗に応じて前受収益から売上収益に振り替えております。当期は前期と比較して6百万円減少しました。これは対象の研究開発の進捗によるものです。当期のこれらの前受収益の残高は5,356百万円であり、今後の研究開発の進捗に応じて前受収益取崩額として売上に計上される予定です。

売上原価

当期の売上原価は、前期比583百万円増加し、8,198百万円となりました。これは主に、ピヴラッツ®の原価が減少したこと及び研究開発受託サービスに係る原価が減少した一方で、前期第４四半期よりクービビック®の販売が開始されたことに伴い原価が計上されたことによるものです。ピヴラッツ®の原価の減少は、前期第３四半期までは売上原価調整額の計上がありましたが、当期での計上がなかったことによるものです。

研究開発費

当期の研究開発費は、前期比2,650百万円増加し、14,466百万円となりました。これは主に、研究開発への投資の増加及び円安の影響によるものです。研究開発費全体の89％は英国における活動によるものです。

販売費及び一般管理費

当期の販売費及び一般管理費は、前期比790百万円減少し、15,225百万円となりました。これは主に、経費削減に取り組んだことにより販売関連費が減少したことによるものです。

・研究開発費

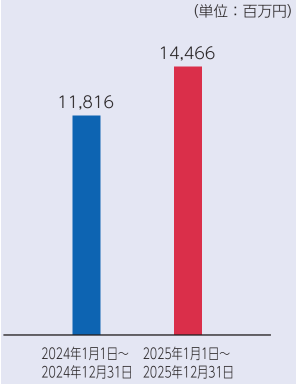

・販売費及び一般管理費

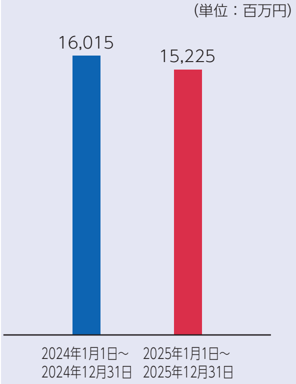

その他の収益及びその他の費用

当期のその他の収益及びその他の費用の純額は、前期比1,377百万円減少し、189百万円の費用となりました。これは主に、英国における研究開発税額控除等の税金の還付金増加した一方で、減損損失及び構造改革費用を計上したことによるものです。なお、前期のその他の収益及びその他の費用の純額は、主に英国における研究開発税額控除によるものです。

営業損益

上述の結果、当期の営業損益は、8,462百万円の損失（前期は5,423百万円の損失）となりました。

・営業損益

（単位：百万円）

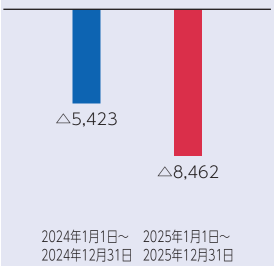

金融収益及び金融費用

当期の金融収益及び金融費用の純額は、前期比7,251百万円減少し、6,489百万円の費用となりました。これは主に、社債の条件変更に伴う費用4,649百万円、及び取得した事業の研究開発の進捗に伴い、旧株主に支払う条件付対価の公正価値が増加したため条件付対価評価損1,940百万円を計上したことによるものです。

税引前損益

上述の結果、当期の税引前損益は、14,950百万円の損失（前期は4,662百万円の損失）となりました。

法人所得税費用

当期の法人所得税費用は△2,420百万円（前期は176百万円）となりました。これは主に棚卸資産の増加及び税務上の欠損金に対する繰延税金資産の増加、及び繰延税金負債の減少によるものです。

当期損益

上述の結果、当期の当期損益は、12,530百万円の損失（前期は4,838百万円の損失）となりました。特に、社債の条件変更に伴う一時的な費用、企業結合による条件付対価の増加にともなう非現金支出費用、構造改革に伴う一時的な費用、及び減損損失に係る非現金支出費用の影響によるものであり、これらの影響は税効果により一部相殺されております。

代替業績評価指標：コア営業損益

コア営業損益は、中核事業の潜在的な経常キャッシュ創出能力を示すために、重要な非現金支出費用及び一時的な費用を調整した代替的な業績評価指標です。

当期のコア営業損益は、352百万円の損失（前期は3,606百万円の利益）となりました。

コア営業損益はIFRSの営業損益に対して以下の調整を行い算出しております。

- 有形固定資産の減価償却費1,582百万円（前期比31百万円減少）
- 無形資産の償却費2,784百万円（前期比413百万円増加）
- 株式報酬費用1,749百万円（前期比353百万円増加）
- 減損損失1,160百万円(前期発生なし)
  無形資産及びのれんの減損を計上したことによるものです。
- 構造改革費用636百万円（前期比608百万円増加）
  主に当期第４四半期に実施した事業再編プログラムに関連する費用であり、うち204百万円(前期は0百万円)は株式報酬費用の加速償却の影響によるものです。
  構造改革費用はグループ全体の組織の見直しに伴う費用となります。
- 統合関連及びその他の一時的支出費用198百万円（前期比1,022百万円減少）
  統合関連及びその他の一時的支出費用は、グループ統合推進におけるシステム統合及びその他の一時的な支出によるものです。システム統合は当期第１四半期に完了しております。
- 売上原価調整額　当期発生なし（前期比2,401百万円減少）
  売上原価調整額は2023年７月の企業結合により取得した棚卸資産の販売時に、売上原価に計上されるものです。前期に当該棚卸資産は払い出しが完了しました。以後の調整は発生しません。

・コア営業損益

(単位：百万円)

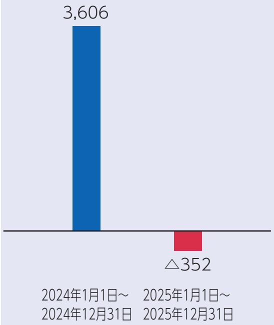

(2) 設 備 投 資 の 状 況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は、1,288百万円であり、その主なものは英国ケンブリッジにおけるオフィス関連の新規リースによるものです。

(3) 重 要 な 組 織 再 編 等 の 状 況

該当事項はありません。

(4) 直 前 3 事 業 年 度 の 財 産 及 び 損 益 の 状 況

区　分		第33期 2022年12月期	第34期 2023年12月期	第35期 2024年12月期	第36期（当期） 2025年12月期
売上収益	(百万円)	15,569	12,766	28,835	29,615
コア営業利益又はコア営業損失(△)	(百万円)	5,856	△3,076	3,606	△352
営業利益又は営業損失（△）	(百万円)	3,436	△9,526	△5,423	△8,462
当期利益又は当期損失（△）	(百万円)	382	△7,193	△4,838	△12,530
基本的１株当たり当期利益又は基本的１株当たり当期損失（△）	(円)	4.68	△87.18	△53.92	△138.80
資産合計	(百万円)	99,417	157,198	151,498	134,787
資本合計	(百万円)	57,936	66,810	68,518	60,997

(5) 対 処 す べ き 課 題

① 事業の進捗と戦略

当社グループは、テクノロジーに立脚し、医薬品の研究（創薬）から開発、さらには販売までを手掛けるバイオ医薬品企業として、日本・全世界の事業を成長させる戦略を打ち出しています。

日本およびAPAC（中国除く）以外の地域では、創薬からトランスレーショナルメディシンを通じた初期臨床開発までの研究開発を自社で行い、その後はこれら自社品の主に日本およびAPAC（中国除く）以外の権利を提携先へ導出することを目指しています。日本およびAPAC（中国除く）においては、外部から開発リスクの低い承認済あるいは後期臨床開発段階の開発品を導入するとともに、中長期的には自社品の開発によりパイプラインの拡充を図る方針です。

当社グループの２つの戦略の柱は、「(1) 事業の経過および成果　① 当社グループの概況」をご参照ください。

② 当社グループの認識するリスクへの対応

当社グループは、自らが事業を展開している製薬業界特有のさまざまなリスクを負っており、当社グループの事業、財政状態および業績は、これらのリスクにより悪影響を受ける可能性があります。当社グループは、日本および英国における事業特有のリスクをモニター・軽減するために、事業リスクマネジメントプログラムを実施しています。当社グループは、最も重要なリスクを以下のとおり、業界、商業、戦略、財務、法的規制およびコンプライアンスといったカテゴリーに分類し、これらのリスクに対する必要な対策を講じています。

業界に関わるリスク

研究開発に関するリスク

当社グループの事業戦略は、独自の創薬プラットフォームおよびパイプラインを起点とし、グローバルでの提携に加えて日本およびAPAC（中国除く）における販売力を備えた、バランスの取れたビジネスを構築するというものです。創薬および初期開発を切れ目なく実行するために必要となる、強力な技術プラットフォームやスキルのある従業員を当社グループは擁しています。また、有望な提携プログラムやベンチャーファンドとの長期的な協業を成功させるために、提携先と緊密に連携しています。さらに、日本においては、卓越した後期臨床開発機能と収益力の高い販売体制を有しています。しかし、研究開発の生産性、複雑性やコスト、革新的な開発、業界での急速な企業統合がもたらす関係の変化、特許の有効期限、規制の変更など、業界全体がますます大きな課題に直面しており、大手製薬・バイオ医薬品企業は、業界での競争力を維持するために定期的に事業戦略の見直しを行っています。

医薬品候補の研究開発には常に固有のリスクが伴います。当社グループが独自に、あるいは提携先とともに、新規医薬品の開発および商業化を成功させることができる保証はなく、経済的リターンが得られない可能性や無形資産の帳簿価額の減損が必要となる可能性があり、当社グループの財政状態および経営成績に影響が及ぶ可能性があります。また、当社グループが研究開発活動に起因する賠償責任を負う可能性があり、これらのリスクを軽減する目的で賠償責任保険に加入しています。

商業上のリスク

当社グループは、臨床開発および商業化のために、現在、複数の創薬および初期開発プログラムに継続的に取り組んでいますが、実現できない可能性があります。さらに、個々のプロジェクトの存続期間中にライセンスの事業環境が変化したり、プロジェクトの実際の進捗とそれに伴う商業的価値やライセンスを供与した提携プログラムからの受取額が、当初の見積りから大幅に変動する可能性があります。

当社グループが提携先へ依存していることも追加的なリスクとなります。例えば、提携先が当社グループの将来の製品に関して十分な時間と資源配分を行わない可能性、または提携により創製された新薬開発候補品の開発の継続および商業化を行わない可能性があります。

また、日本においては、既に上市済のピヴラッツ®、クービビック®を含むパイプラインを有していますが、研究開発・承認申請・上市の遅延、期待した有効性・安全性が得られない、あるいは販売計画からの進捗遅延などが生じる可能性があります。

当社グループは、創薬から開発にわたる多様でバランスの取れた提携および自社パイプラインを確保することにより、これらの創薬および研究開発固有のリスクや商業上のリスクを軽減しています。

戦略に関わるリスク

事業戦略の実行に関わるリスク

当社グループは、新薬開発候補品を創製するための自社プラットフォームの活用と、新たな導出あるいは共同投資を可能にする重要な価値の転換を生み出すためのパイプラインの強化、さらに日本事業の構築に向けた開発リスクの低い承認済あるいは後期臨床開発段階の開発品の導入に注力していますが、開発が成功しない新薬開発候補品、または機能しないテクノロジーに対して投資が行われる可能性があります。

投資戦略からのリスク

過去において、当社グループは、非常に有望ではあるものの、実証されていないテクノロジーを有する企業に出資を行ってきました。これらの投資により、重要な価値の転換点への到達につながる、良好なリスクと利益の関係が実現し、ビジネスモデルを加速できる可能性があります。しかし、実証されていないテクノロジーは、無形資産の減損につながる可能性のある失敗のリスクを伴うため、当社グループの財政状態および経営成績に影響が及ぶ可能性があります。このようなリスクを軽減するために、2020年より評価および戦略的投資の承認に責任を有し、当社の取締役会に対して助言を行う投資委員会を設置しています。また過度な資本リスクに晒されないよう、投資に対しては、リスクとリターンのバランスが適切なものになるようなアプローチを取っています。

財務上のリスク

当社グループは、財務上のリスクとして流動性および為替変動リスクを注視しています。

流動性リスク

収益の発生時期、外部事情および事業環境の変化により収益性と資金繰りが悪影響を受ける可能性がありますが、当社グループは、現在、十分な資金を有しており、これらのリスクに対処することができます。このようなリスクを軽減するために、資本増強、借り換えなどのオプションを定期的に見直しており、また、一時的な資金需要に対応するため、売上債権を対象としたファクタリング契約を締結しています。

為替変動リスク

当社グループは、主に日本円、ポンド、米ドルの為替変動の影響を受けます。当社グループは、現在および将来の通貨の需要を管理し、将来の為替リスクを軽減することを目的として、綿密なモニタリングを行うことにより、為替リスクを管理しています。

法的規制およびコンプライアンスに関するリスク

当社グループは、法的規制の遵守、契約および知的財産権が非常に重要とされるグローバルな業界で事業を行っています。さらに、製薬業界では法的規制が厳格化する傾向にあります。法令および社内規程の遵守を徹底し、法令あるいは社内規程遵守違反の疑いがある場合には、直ちに会社に対して報告することを義務付けていま

す。

③ 価値創造

医薬品業界では、特許の失効、承認の負担増大、継続的なコストの増加など、大手企業は多くの困難に直面し、急速な変化が起こっています。これにより、医薬品開発における財務上・商業上のリスクを取って研究開発を目指す事業者の数が減少しています。業界全体を通じて、効率よく外部のイノベーションを確保することが新しい戦略として重視されています。さらに、多くの先進国での高齢化の進行により、差別化されたより良い治療法の必要性が高まっています。その結果、大手製薬・バイオ医薬品企業は、研究、創薬および開発活動全体にわたり、技術に立脚した比較的小規模な企業との提携により、研究開発における課題への革新的ソリューションを見出そうとする傾向が強くなっており、当社グループは有利な立場にあります。

このように業界の状況が変化する中で、当社グループは、事業拡大と価値創造の機会を定期的に認識、評価し、持続的にビジネス機会を創出する資本効率の良いビジネスモデルを追求しています。

④ コーポレートガバナンス

当社グループは複数の地域において事業活動を行っており、コーポレートガバナンス体制の重要性を認識しています。各国の規制に対応するため、体制やプロセス強化の方策について継続的に検討しています。さらに、最高水準の透明性、完全性、説明責任にコミットする企業文化の強化に引き続き取り組みます。

当社の取締役会は、規範と説明責任を維持するために、経営の監督とリスク管理およびコンプライアンス活動に責任を有しており、取締役の過半数は独立社外取締役です。執行役は、当社グループの長期的かつ持続可能な成長を達成し、株主価値を創出するために、取締役会との緊密な連携のもと、取締役会の委任を受けて取締役会が定める経営方針と戦略に沿った事業戦略と重要な業務執行について決定し、執行します。

(6) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、医薬品の研究開発・販売を主たる事業としており、当社グループ各社は以下の事業を展開しています。

会社名	事業内容
ネクセラファーマ株式会社	医薬品等の研究開発・輸出入・製造受託及び販売、グループ経営戦略の企画立案、子会社の管理部門業務受託
ネクセラファーマジャパン株式会社	医薬品の研究開発、輸出入、梱包及び販売
Nxera Pharma UK Limited	GPCRの構造解析、初期のリード化合物の創出、独自開発のNxStaR™技術による候補品探索

(7) 重 要 な 親 会 社 及 び 子 会 社 の 状 況 (2025年12月31日現在)

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ネクセラファーマジャパン株式会社	95百万円	100.0%	医薬品の研究開発、輸出入、梱包及び販売
Nxera Pharma UK Limited	416千英ポンド	100.0%	GPCRの構造解析、初期のリード化合物の創出、独自開発のNxStaR™技術による候補品探索

③ その他の重要な事項の状況

該当事項はありません。

(8) 主 要 な 営 業 所 及 び 工 場 (2025年12月31日現在)

① 当社の主要拠点

営業所	所在地
本社	東京都港区
ロンドン事務所	英国ロンドン
バーゼル事務所	スイス バーゼル

② 子会社の主要拠点

会 社	所在地
ネクセラファーマジャパン株式会社	東京都港区
Nxera Pharma UK Limited	英国ケンブリッジ

(9) 使 用 人 の 状 況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
医薬品事業	285名（57.2名）	40名減
グループ管理部門	97名（3.7名）	48名増
合　計	382名（60.9名）	８名増

(注) 1．使用人数は就業員数です。なお、臨時従業員数は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しています。
2．医薬品事業の使用人数が前期末と比べて40名減少していますが、その主な理由は、人員がグループ管理部門に移籍したためです。
3．グループ管理部門の使用人数が前期末と比べて48名増加していますが、その主な理由は、人員が医薬品事業から移籍したためです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50名（3.5名）	８名減	46.8歳	3.7年

(注) 1．使用人数は就業員数です。なお、臨時従業員数は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しています。
2．使用人数が前期末と比べて８名減少していますが、その主な理由は、人員が連結子会社に移籍したためです。

(10) 資 金 調 達 の 状 況

該当事項はありません。

(11) 主 要 な 借 入 先 の 状 況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	26,950百万円

(12) そ の 他 企 業 集 団 の 現 況 に 関 す る 重 要 な 事 項

該当事項はありません。

2 会 社 の 現 況

(1) 株 式 の 状 況 (2025年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 149,376,000株

② 発行済株式の総数 90,496,735株

(注) 事後交付型株式報酬(RSU)制度による新株式の発行により、発行済株式の総数は593,877株増加しました。

③ 単元株式数 100株

④ 株主数 25,623名

⑤ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,533,800株	9.43%
五味　大輔	7,270,000株	8.03%
JICVGIオポチュニティファンド１号投資事業有限責任組合	5,610,000株	6.20%
CLEARSTREAM BANKING S. A.	3,052,912株	3.37%
BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR ARCUS FUND SICAV - ARCUS JAPAN FUND	2,542,800株	2.81%
ファイザー株式会社	1,885,136株	2.08%
株式会社SBI証券	1,537,549株	1.70%
MSIP CLIENT SECURITIES	1,358,300株	1.50%
BOFAS INC OMNIBUS ACCOUNT	1,212,800株	1.34%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,079,956株	1.19%

(注) 1．持株比率は小数点以下第３位を四捨五入して表示しています。
2．持株比率は自己株式(1,976株)を控除して計算しています。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)及び執行役	249,105株	8名
社外取締役	84,518株	7名

(注) 1．取締役(社外取締役を除く)及び執行役の項目には、退任した執行役５名を含め記載しています。
2．社外取締役の項目には、退任した社外取締役２名を含め記載しています。
3．当社の株式報酬の内容につきましては、「２(３)⑤報酬委員会による取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針」に記載しています。

(2) 新 株 予 約 権 等 の 状 況 (2025年12月31日現在)

当期末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第34回新株予約権
取締役会決議日		2017年11月21日
新株予約権の数		2個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式800株
新株予約権の払込金額		1個当たり621,400円（注）4
行使価額		新株予約権1個当たり1,068,800円 (1株当たり　2,672円)
新株予約権の行使期間		2020年12月1日から 2027年10月29日まで
行使の条件		（注）1、2
役員の保有状況	取締役及び執行役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　2個 目的となる株式数　800株 保有者数　1人　（注）3
	社外取締役	－

（注）1．新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の役員または使用人であることを要します。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではありません。
2．(1) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
(3) 各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできません。
3．第34回新株予約権の役員の保有状況は、執行役就任前の従業員１名に付与されたものです。
4．当社の執行役に割り当てられた新株予約権は、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、公正価格相当額について金銭の払込を要しないことは有利発行には該当しません。
5．2018年７月１日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権１個当たり100株から400株に変更され、行使価額が調整されています。

(3) 会 社 役 員 の 状 況（2025年12月31日現在）

① 取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役	クリストファー・カーギル Christopher Cargill	指名委員長 報酬委員	ネクセラファーマジャパン株式会社　取締役 Nxera Pharma UK Limited 取締役
取締役	＊ デビッド・ロブリン David Roblin	報酬委員長 指名委員	The Francis Crick Institute Scientific Translation チェアマン Relation Therapeutics Limited CEO Centauri Therapeutics Limited チェア オブ ボード
取締役	＊ 永 井 智 亮	指名委員 監査委員	－
取締役	＊ ロルフ・ソダストロム Rolf Soderstrom	監査委員長 報酬委員	BioPharma Credit plc. ノン・エグゼクティヴ・ディレクター
取締役	＊ 関 美 和	報酬委員	MPOWER PARTNERS FUND　創業パートナー 大和ハウス工業株式会社　社外取締役 オリックス株式会社　社外取締役 公益財団法人柳井正財団　常任理事 一般財団法人ファーストリテイリング財団　理事
取締役	＊ 富 田 英 子	監査委員	－
取締役	＊ 志 村 直 子	監査委員	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　パートナー 月島ホールディングス株式会社　社外取締役 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻　非常勤講師
取締役	＊ ニコラ・ラブソン Nicola Rabson	報酬委員	Linklaters LLP 人事労務 パートナーロイヤー Kent FA シニア インデペンデント ディレクター Royal Russell School ガバナー・トラスティー ZIGUP plc. ノン・エグゼクティヴ・ディレクター

（注） 1．上記＊印の取締役は、社外取締役です。なお、当社は、David Roblin氏、永井智亮氏、Rolf Soderstrom氏、関美和氏、富田英子氏及びNicola Rabson氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2．監査委員永井智亮氏は、大手証券会社に長年勤務し、経営企画担当役員を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3．監査委員長Rolf Soderstrom氏は、英国の会計士の資格を有し、企業のファイナンス部門の責任者としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4．監査委員会は、監査委員会の職務を補助する使用人及び内部監査部門と緊密に連携して監査を実施しているため、必ずしも常勤の監査委員の選定を必要としないことから、常勤の監査委員を選定していません。
5．当社と各社外取締役の各兼職先との間に特別な関係はありません。

② 執行役

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表執行役	＊ Christopher Cargill（クリストファー・カーギル）	社長CEO	ネクセラファーマジャパン株式会社 取締役 Nxera Pharma UK Limited 取締役
執行役	野　村　広　之　進	副社長CFO	ネクセラファーマジャパン株式会社 取締役 Nxera Pharma Korea Co., Ltd. 取締役
執行役	前　田　敏　宏	副社長COO（チーフ・オペレーティング・オフィサー）	ネクセラファーマジャパン株式会社 代表取締役社長 Nxera Pharma Korea Co., Ltd. 取締役
執行役	吉　住　和　彦	副社長CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）	－

(注) 1．上記＊印は、取締役兼務の執行役を示しています。
2．杉田 真氏は、当期中に執行役を退任いたしました。なお、退任時の担当は副社長CMO（チーフ・メディカル・オフィサー）、重要な兼職はネクセラファーマジャパン株式会社 代表取締役社長及びNxera Pharma Korea Co., Ltd. 取締役でしたが、これらについても退任いたしました。
3．金子 潔氏は、当期中に執行役を退任いたしました。なお、退任時の担当は副社長CCO（チーフ・コマーシャル・オフィサー）、重要な兼職はネクセラファーマジャパン株式会社 取締役でしたが、これらについても退任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役ともに、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役・執行役・監査役全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、保険料は当社が全額負担をしています。

当該保険契約の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであります。

⑤ 報酬委員会による取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針

当社の報酬委員会は、取締役及び執行役（以下「執行役等」）の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を定めています。当事業年度における執行役等の個人別の報酬等については、当該決定方針と整合していることから、報酬委員会は当該決定方針に沿うものであると判断しています。

イ. 基本方針

- 役員報酬は、優秀な人材の確保及び当社グループの企業価値の向上と持続的成長に向けた経営戦略遂行のインセンティブとすることを基本方針とします。
- 取締役の報酬は、当社グループの経営に対する監督機能の向上を目的として、グローバルな観点で優秀な人材を確保するとともに、株主と株価変動のリスク共有を通じて企業価値の向上に貢献することを基本方針とし、固定報酬である基本報酬と事後交付型株式報酬（RSU）で構成しています。
- 執行役の報酬は、当社のビジョンと戦略を実現するための意欲を一層高め、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するとともに、個人の役割と成果を反映するものとし、金銭報酬として固定金額の基本報酬、個人の業務目標の達成度に応じて決定する賞与及び退職慰労金並びに株式報酬として事後交付型株式報酬（RSU）とします。
- 執行役等の報酬の決定は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、社外取締役の委員長のもと透明性を確保し、公正かつ適正に行います。

ロ. 個人別の報酬等（下記ハ. に規定する非金銭報酬等以外）の額又はその算定方法の決定に関する方針

a. 取締役報酬

固定報酬である基本報酬（年俸）の金額は一律とし、基本報酬の報酬水準は、利用可能な外部調査機関のデータベースを参考として、他社状況等を参考に決定します。

執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しません。

b. 執行役報酬

- 固定報酬である基本報酬（年俸）は、利用可能な外部調査機関のデータベースを参考として、個人が活動・居住する国における比較対象企業の報酬水準等を勘案の上、個人の前年度の実績その他会社への貢献度の評価に基づき決定します。
- 賞与は、基本報酬額に職責、業績、人材確保の難易度等に応じて個人別に定める一定の割合を乗じた額を基準額とし、各人の業務目標の達成状況に応じて支給額を決定します。
- 退職慰労金は、前事業年度の賞与相当額及び年俸の合計額とします。ただし、不正行為若しくは法令・定款違反行為、背信行為、甚だしい任務懈怠、職務遂行能力の著しい欠如、会社法上の欠格事由その他一定の正当事由により再任しない場合又は解任する場合は支給しません。また、法令により契約終了に伴う解雇予告手当が支払われる場合は、前事業年度の年俸相当額と解雇予告手当との差額のみを支給します。

ハ．非金銭報酬等の内容及びその額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、非金銭報酬等として、事後交付型株式報酬（RSU）を導入しています。事後交付型株式報酬（RSU）の概要は、次のとおりです。

a．割当ての条件

当社株式の割当ては、権利算定期間中に継続して当社の取締役又は執行役の地位にあったことを条件として行います。ただし、権利算定期間中に取締役又は執行役が任期満了その他の取締役会がその裁量により正当と認める理由又は死亡によりその地位を喪失した場合は、株式報酬制度規程に従って当社が算定する数の当社株式を割り当てます。

b．交付する当社株式の上限数

本制度に基づき交付する当社株式の数は、当社の他の株式報酬制度による発行株式数と合わせて、当社の発行済株式総数の10％を超えない数とします。

c．権利算定期間及び割当株式数

・取締役（執行役を兼務する取締役を除く）については、権利算定期間は１年間とし、権利算定期間経過後に基本報酬額の130％に相当する金額を権利算定期間開始時の株価で除して算定した数の株式を割当てます。

・執行役を兼務する取締役及び執行役については、権利算定期間の初日から２年後及び３年後までの各期間をそれぞれ権利算定期間とし、各権利算定期間経過後に基準報酬額に職位毎に定める一定の割合（125％から280％）を乗じた額を権利算定期間開始時の株価で除して算定した株式数の２分の１の株式をそれぞれ割当てます。

d．株式の割当ての方法

株式の割当ては、割当てる株式数に取締役会又はその授権による代表執行役の決定により決定する株式の１株当たりの払込金額を乗じて得た金額の金銭報酬債権を割当予定先である執行役等に対して支給し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として給付させることにより行います。

ニ．役員報酬の構成割合の決定に関する方針

個人別の報酬等の額に対する構成割合は、次のとおりとします。

	基本報酬	賞与	株式報酬（RSU）	退職慰労金
取締役	1	－	1.3	－
代表執行役CEO	1	0.75	2.8	1.75
執行役	1	0.4~0.6	1.25~1.75	1.4~1.6

上表は、当社が定める基準額を支給した場合のモデルであり、当社の業績及び株価の変動等に応じて上記割合も変動します。

ホ．役員に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
- 基本報酬は、その12分の１を毎月支給します。
- 賞与は、毎年２月に支給します。
- 事後交付型株式報酬（RSU）は、毎年４月に付与し、権利算定期間満了後に株式を割当てます。

⑥ 取締役及び執行役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の額（百万円）			対象人数（名）
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取 締 役 （うち社外取締役）	248 (228)	114 (105)	- (-)	134 (123)	10 (９)
執 行 役	522	271	48	203	6
合 計	770 (228)	385 (105)	48 (-)	337 (123)	16 (９)

(注) １．取締役の項目には、取締役兼執行役のクリストファー・カーギルを除いて記載しています。
２．執行役の項目には、取締役兼執行役のクリストファー・カーギルを含めて記載しています。
３．取締役の項目には、2025年３月に退任した取締役３名を含めて記載しています。
４．執行役の項目には、2025年３月に退任した執行役２名を含めて記載しています。
５．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「⑤ 報酬委員会による取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針ハ．非金銭報酬等の内容及びその額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針」のとおりです。また、当事業年度における交付状況は「２（１）⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しています。
６．上表の非金銭報酬等の金額には、当事業年度における費用計上額を記載しています。

⑦ 社外役員の当事業年度中の取締役会及び各委員会への出席状況及び発言・活動状況

氏　名	出席状況			発言・活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
デビッド・ロブリン David Roblin	取締役会	17回中13回	(76%)	医師としての臨床経験及び製薬企業における研究開発の経験をふまえて、取締役会の議案審議に必要な発言を適宜行うほか、各委員会において適宜質問、意見等の発言を行っています。
	指名委員会	2回中1回	(50%)	
	報酬委員会	6回中6回	(100%)	
永　井　智　亮	取締役会	17回中16回	(94%)	大手証券会社のコーポレート部門及び法学部教授の経験をふまえて、取締役会の議案審議に必要な発言を適宜行うほか、各委員会において適宜質問、意見等の発言を行っています。
	指名委員会	2回中2回	(100%)	
	監査委員会	10回中10回	(100%)	
ロルフ・ソダストロム Rolf Soderstrom	取締役会	17回中14回	(82%)	ヨーロッパ、北米、アジアの企業でファイナンス関係のリーダーとしてM&A、リスク・マネジメント、ガバナンス等の幅広い経験をふまえて、取締役会の議案審議に必要な発言を適宜行うほか、監査委員長として監査を主導し、各委員会において適宜質問、意見等の発言を行っています。
	報酬委員会	6回中6回	(100%)	
	監査委員会	10回中10回	(100%)	
関　美　和	取締役会	17回中16回	(94%)	外資系金融機関の日本責任者や、ESGを重視した投資ファンド創業等の幅広い経験をふまえて、取締役会の議案審議に必要な発言を適宜行うほか、報酬委員会において適宜質問、意見等の発言を行っています。
	報酬委員会	5回中5回	(100%)	
富　田　英　子	取締役会	17回中14回	(82%)	国内外のグローバル製薬企業で、国際的な医薬承認プロセスに深く携わると共に顕著な実績を有する経験をふまえて、取締役会の議案審議に必要な発言を適宜行うほか、監査委員会において適宜質問、意見等の発言を行っています。
	監査委員会	10回中10回	(100%)	
志　村　直　子	取締役会	12回中10回	(83%)	大手法律事務所のパートナー弁護士として、国内外の企業法務やM＆A分野における専門的な知識と豊富な経験をふまえて、取締役会の議案審議に必要な発言を適宜行うほか、監査委員会において適宜質問、意見等の発言を行っています。
	監査委員会	6回中6回	(100%)	
ニコラ・ラブソン Nicola Rabson	取締役会	12回中9回	(75%)	国際的な法律事務所のパートナー弁護士として、人事労務分野に関し幅広い専門的な知識と豊富な経験をふまえて、取締役会の議案審議に必要な発言を適宜行うほか、報酬委員会において適宜質問、意見等の発言を行っています。
	報酬委員会	5回中5回	(100%)	

(注) 1．関 美和氏は、2025年3月26日付で報酬委員に就任されたため、就任以降開催された報酬委員会に対する出席回数を記載しています。
2．志村 直子氏は、2025年3月26日付で取締役及び監査委員に就任されたため、就任以降開催された取締役会及び監査委員会に対する出席回数を記載しています。
3．Nicora Rabson氏は、2025年3月26日付で取締役及び報酬委員に就任されたため、就任以降開催された取締役会及び報酬委員会に対する出席回数を記載しています。

(4)　会 計 監 査 人 の 状 況

① 名称　　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当期に係る会計監査人の報酬等の額	78百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2．監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、適正な監査を実施するために監査報酬額が妥当な水準であるかどうかについて検討した結果、妥当と認められることから、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っています。
3．当社の重要な子会社のうち、Nxera Pharma UK Limitedは、当社の会計監査人が加盟するErnst&Young LLC.のメンバーファームに属している会計事務所の監査を受けており、監査報酬は57百万円になります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の適正な職務の執行に支障がある場合その他会計監査人の解任または不再任が適当と判断する事由が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査委員会の委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結していません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

1．業務の適正を確保するための体制

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人及び当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する従業員を置き、当該従業員は、監査委員長の指揮命令に従い、インターナルオーディット部と連携してその職務を行う。当該職務の遂行に関する評価は監査委員会が行い、当該従業員の異動については、監査委員会の同意を得るものとする。

② 取締役、執行役及び使用人の監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する体制

・当社及び子会社の取締役、執行役、監査役及び従業員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。また、当社又は子会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会に報告するものとし、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

・インターナルオーディット部は、監査委員会に対し、内部監査の実施状況を適時適切に報告する。

・法務及びコンプライアンスに関する責任部門は、監査委員会に対し、内部通報の状況を適時適切に報告する。

③ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・インターナルオーディット部は、内部監査の方針・計画等について監査委員会と事前協議を行い、監査に関する情報交換を行うなど、監査委員会と緊密に連携する。

・当社は、監査委員から監査委員会の職務の遂行に必要な費用の前払い又は償還の請求を受けたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

④ 執行役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・法令遵守及び企業倫理の徹底を当社グループの企業行動原則として定め、子会社を含めすべての役員及び従業員に周知徹底する。また、当社グループの従業員及び取引先の従業員が当社グループの違法行為、不正行為等を通報できる独立した内部通報窓口を設置し、これを適切に運用する。

・インターナルオーディット部は、執行役、子会社の取締役並びに当社及び子会社の従業員の職務の執行に関する内部監査を実施する。

⑤ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役及び子会社の取締役が出席する会議等の重要な会議の議事録、稟議書その他執行役の職務の執行に関する情報は、文書管理規程等に従い適切に作成、保管、管理する。

⑥　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社グループの事業運営に関連するリスクの把握に努めるとともに、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、子会社を含めて適切にリスク管理を実施する。
- 経営戦略に関する意思決定などの重要な経営判断においては、取締役会等において十分に議論を尽くし、必要に応じて外部専門家の意見も踏まえたうえで意思決定を行うことによりリスクに対応する。

⑦　執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会において執行役の担当業務を定めるとともに、当社及び子会社の役員及び従業員の職務権限を明確に定める。
- 当社及び子会社における各種会議体に関する規程類及び付議基準を整備し、それらに従って業務執行状況の報告及び重要事項の審議を機動的に行う。
- 業務効率向上のためのITシステム構築を推進する。

⑧　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 当社の執行役が子会社の取締役を兼任するとともに、子会社の業務遂行状況について、毎月報告を受けるほか、関係会社管理規程に従い子会社の経営管理を行う。また、当社の関係部門から子会社に対し、遵法体制その他子会社の業務の適正を確保するための体制整備に関する指導・支援を行う。
- インターナルオーディット部は、子会社に対する内部監査の結果に基づき、子会社に対する改善の指示・勧告を行う。
- 当社グループの財務報告に係る内部統制については、当社及び子会社において職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めるとともに、その評価、維持、改善等を行う。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　コンプライアンス体制

　当社グループは、当社グループに共通して適用する企業行動原則を制定しており、海外子会社においても研修を実施するなど、周知徹底に努めています。また、外部に内部通報窓口を設置し通報案件に対して適切に対応するほか、インターナルオーディット部が内部監査計画に従い、当社グループ各社の内部監査を実施しています。

②　情報保存管理体制

　当社は、文書管理規程その他の規程に従い、取締役会、各委員会等の議事録その他の業務執行に関する文書を適正に作成、保管、管理しています。

③　リスク管理体制

　当社は、各社、各部門の重要なリスク項目を特定したうえで許容レベルにおさまるよう適切な対応策を実施し、その管理状況を四半期ごとに監査委員会及び取締役会に報告しております。当社グループにおける重要な投資案件や技術提携案件などについては、外部の専門家の意見なども踏まえて取締役会において十分な審議を行い、意思決定を行っています。また、インターナルオーディット部は、当社及び子会社のリスク管理体制について、内部監査の結果を踏まえた指導を行っています。

④　効率的かつ適正な職務執行体制

当社グループは、各社の職務権限規程等により役員及び従業員の職務権限を明確に定めるとともに、当社グループの業務が効率的かつ適正に行われるよう、関係規程に従い、子会社の親会社に対する報告、親会社による子会社の監督・指導を適切に行っています。また、取締役会において、適宜、子会社の業務遂行状況が報告されています。インターナルオーディット部は、内部監査の結果に基づき、必要な改善指示を行っています。

⑤　監査委員会の職務執行体制

監査委員会及び監査委員会の職務を補助する従業員は、随時、インターナルオーディット部との連携を図り、職務を遂行しています。監査委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ、当社及び子会社の取締役、執行役、監査役及び従業員に報告を求めています。また、内部通報案件については、その対応状況について報告を受けています。

(6) 剰 余 金 の 配 当 等 の 決 定 に 関 す る 方 針

将来における剰余金の配当等の決定は、営業成績、財務状況、現金需要、今後の見通し、分配可能利益及びその時点において取締役会が必要と認める他の要素等を考慮して行うこととしています。

当社グループは現在、国際的な競争力をもつバイオ医薬品企業になるべく積極的に投資を行っており、近い将来における剰余金の配当等の実施を予定していません。

取締役会において今後も上記要素を考慮しながら、総合的に判断してまいります。

(7) 会 社 の 支 配 に 関 す る 基 本 方 針

該当事項はありません。

連 結 計 算 書 類

連 結 財 政 状 態 計 算 書

（単位：百万円）

科目	第36期 2025年12月31日現在
非流動資産	**90,322**
有形固定資産	7,455
のれん	25,838
無形資産	49,230
繰延税金資産	4,879
その他の金融資産	2,881
その他の非流動資産	38
流動資産	**44,465**
営業債権及びその他の債権	7,730
棚卸資産	11,294
未収法人所得税	2,730
その他の流動資産	2,346
現金及び現金同等物	20,365
資産合計	**134,787**

科目	第36期 2025年12月31日現在
非流動負債	**56,290**
繰延税金負債	0
企業結合による条件付対価	1,940
社債	26,080
借入金	21,109
リース負債	3,506
引当金	510
その他の非流動負債	3,145
流動負債	**17,500**
営業債務及びその他の債務	7,494
未払法人所得税	193
１年内返済予定の長期借入金	5,798
リース負債	886
その他の流動負債	3,128
負債合計	**73,790**
資　本	**60,997**
資本金	47,450
資本剰余金	22,120
自己株式	△3
利益剰余金	△17,546
その他の資本の構成要素	8,977
親会社の所有者に帰属する持分	**60,997**
資本合計	**60,997**
負債及び資本合計	**134,787**

（注）金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結包括利益計算書

（単位：百万円）

科目	第36期 2025年1月1日から 2025年12月31日まで	
売上収益		**29,615**
売上原価		**△8,198**
売上総利益		**21,418**
その他の収益・費用		
研究開発費	△14,466	
販売費及び一般管理費	△15,225	
その他の収益	1,656	
その他の費用	△1,845	
営業損失		**△8,462**
金融収益		**987**
金融費用		**△7,475**
税引前当期損失		**△14,950**
法人所得税費用		**2,420**
当期損失		**△12,530**
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の純変動額	188	
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の為替換算差額	2,877	3,065
当期包括利益		**△9,466**
当期損失の帰属：		
親会社の所有者	△12,530	△12,530
当期包括利益の帰属：		
親会社の所有者	△9,466	△9,466

（注）金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連 結 持 分 変 動 計 算 書

（2025年1月1日から2025年12月31日まで）　　(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	親会社の所有者に帰属する持分合計	資本合計
2025年１月１日残高	47,172	35,074	△3	△20,942	7,217	68,518	68,518
当期損失	−	−	−	△12,530	−	△12,530	△12,530
その他の包括利益	−	−	−	−	3,065	3,065	3,065
当期包括利益合計	−	−	−	△12,530	3,065	△9,466	△9,466
新株の発行	278	△278	−	−	−	−	−
株式報酬費用	−	1,955	−	−	−	1,955	1,955
自己株式の取得	−	−	△0	−	−	△0	△0
転換社債型新株予約権付社債の繰上償還	−	△10	−	−	−	△10	△10
資本剰余金から利益剰余金への振替	−	△14,621	−	14,621	−	−	−
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	−	−	−	1,306	△1,306	−	−
所有者との取引額合計	278	△12,953	△0	15,926	△1,306	1,945	1,945
2025年12月31日残高	47,450	22,120	△3	△17,546	8,977	60,997	60,997

（注）金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）　連結計算書類の作成基準

　連結計算書類の作成にあたっては、会社計算規則第120条第１項に基づき、国際会計基準(以下「IFRS」)に準拠し作成しております。

　なお、同項後段の規定により、IFRSで要請されている記載及び注記の一部を省略しております。

（2）　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

ⅰ．連結子会社の数　９社

ⅱ．主要な連結子会社の名称　ネクセラファーマジャパン株式会社
Nxera Pharma UK Limited

(3)　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

ⅰ．金融資産（デリバティブ除く）

・当初認識及び測定

　営業債権及びその他の債権は発生日に、それ以外の金融資産については当該金融資産の契約上の当事者となる取引日に当初認識しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値で、それ以外の金融資産は公正価値に当該金融資産に直接起因する取引コストを加算した金額で当初測定しております。

当初認識時に、金融資産の分類を下記の順に決定しております。
(a) 負債性金融資産
（あ） 償却原価で測定する金融資産
以下の要件をともに満たす負債性金融資産
・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。
（い） 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産
（あ）以外の負債性金融資産
(b) 資本性金融資産
（あ） その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択をした金融資産（売買目的で保有する金融資産は当該選択をすることはできない）
（い） 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産
（あ）以外の資本性金融資産

・事後測定
金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。
(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産
公正価値の変動額を測定し、純損益として認識しております。
(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
公正価値の変動額を測定し、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止する場合には、その他の資本の構成要素に計上されている累積損益を利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、投資原価の一部回収とみなされる部分を除いて金融収益の一部として当連結会計年度の純損益として認識しております。
(c) 償却原価で測定する金融資産
実効金利法による償却原価で測定し、純損益として認識しております。

・金融資産の認識の中止

金融資産については、以下の場合に、認識を中止しています。

(a) 金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合

(b) 金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した場合

(c) 金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したが、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもなく、かつ、当該金融資産に対する支配を保持していない場合

・金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。報告日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増大しているかどうかは、報告日ごとに当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、財務情報等の当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。ただし、営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが報告日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

当該金融資産が信用減損金融資産であるかどうかは、債務者による支払不履行または滞納、当社グループが債務者に対してそのような状況でなければ実施しなかったであろう条件で行った債権の回収期限の延長、債務者または発行企業が破産する兆候、活発な市場の消滅等により判断しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額を当初の実効金利で割り引いたものをそれぞれの債務不履行発生リスクでウェイト付けした加重平均として測定しております。

ある信用減損金融資産の全体または一部分の将来の回収が合理的に見込めず、すべての担保が実現または当社グループに移転された時に、直接減額されます。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額（貸倒引当金の減少額）を純損益で戻し入れております。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の、減損損失の戻し入れを行った時点での償却原価を超えない金額を上限として戻し入れております。

ⅱ．金融負債（デリバティブ除く）

・当初認識及び測定

　金融負債は、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は公正価値で、償却原価で測定する金融負債は直接帰属する取引費用を控除した金額で当初測定しております。金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

・事後測定

　金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

　公正価値の変動額を測定し、純損益として認識しております。

(b) 償却原価で測定する金融負債

　実効金利法による償却原価で測定し、純損益として認識しております。

　なお、実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、連結包括利益計算書において「金融費用」として当連結会計年度の純損益として認識しております。

・金融負債の認識の中止

　金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

ⅲ．デリバティブ

　当社グループは、為替リスクを管理するために、先物為替予約取引のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各期末日の公正価値で再測定しております。公正価値の変動は純損益を通じて認識しております。

　なお、上記デリバティブについて、ヘッジ会計の適用となるものはありません。

ⅳ．金融資産及び金融負債の表示

　金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を現在有し、かつ純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

v. 非金融資産の評価基準及び評価方法

・有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

・のれん

子会社の取得により生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額をもって「のれん」に計上しております。当初認識時におけるのれんの測定については、非支配持分の認識額を含む、譲渡対価の公正価値から、取得時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額で測定しております。

のれんは償却を行わず、資金生成単位に配分し、毎年または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結包括利益計算書において認識され、その後の戻し入れは行っておりません。

・無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、個別に取得した見積耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用を含めております。

自己創設無形資産

研究活動のための支出は、発生した期間の費用として認識しております。

開発段階で発生した自己創設無形資産は、以下のすべてを立証できる場合に限り、認識しております。

・使用または売却できるように無形資産を完成させる技術上の実行可能性
・無形資産を完成させ、さらにそれを使用または売却する意図
・無形資産を使用または売却する能力
・無形資産が可能性の高い将来の経済的便益を創出する方法
・無形資産の完成、それを使用または売却のために必要となる財務上及びその他の資源の利用可能性
・開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

自己創設無形資産の当初の認識額は、無形資産が上記の認識基準を最初に満たした日から発生した費用の合計です。自己創設無形資産が認識できない場合は、開発支出は発生した期間に費用計上しております。

当初認識後、自己創設無形資産は他の無形資産と同様に、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識した後、個別に取得した無形資産と同様の方針で、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

・リース（借手）
当社グループは、契約時に当該契約にリースが含まれているか否かを判断しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいると判定しております。

当初認識及び測定
契約の開始時に、使用権資産はリース負債の当初測定の金額に加えて原資産の解体及び除去、原資産または原資産の設置された敷地の原状回復の際に生じるコストの見積りを考慮して測定しております。また、リース負債は、残存リース料を契約開始日現在の借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。

事後測定
使用権資産は、リース期間または使用権資産の耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり定額法により減価償却を行っております。リース負債は、支払われたリース料からリース負債残高に対して一定の利子率となるように算出した金利費用を控除した金額を帳簿価額から減額しております。

表示
当社グループは、連結財政状態計算書において、使用権資産を「有形固定資産」に含めて表示しております。また、連結包括利益計算書において、リース負債残高に対して一定の利子率となるように算出した金利費用を「金融費用」に含めて表示しております。

短期リース及び少額資産リース
当社グループは、リース期間が12か月以内の短期リース及び少額資産リースについて、IFRS第16号「リース」の免除規定を適用し、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

・棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、先入先出法に基づいて算定しており、購入原価及び加工費用を含んでおります。

ⅵ. 非金融資産の減損

当社グループの非金融資産の帳簿価額は、報告日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、または未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を各連結会計年度における一定時期に見積っております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産の固有リスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産または資産グループのキャッシュ・イン・フローから、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

のれんの資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定しておりますが、原則として事業を行う地域及び事業の種類を資金生成単位としております。

全社資産は、独立したキャッシュ・イン・フローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。外部からのキャッシュ・イン・フローがない資産については、キャッシュ・イン・フローを生み出す資金生成単位に含めて、回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益で認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

のれんに関連する減損損失については、戻し入れを行っておりません。過去に認識したその他の資産の減損損失については、報告日ごとに、損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しております。

減損の戻し入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れております。

減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、戻し入れております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ⅰ. 有形固定資産

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法により算定しております。

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

減価償却費の算定で使用されている見積耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	2～16年
機械装置	4～ 8年
工具、器具及び備品	2～18年
使用権資産	2～16年

ⅱ. 無形資産

償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しております。見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

償却費の算定で使用した主な見積耐用年数は以下のとおりです。

製品関連	16～28年
基盤技術	12～20年
顧客関連	20年

耐用年数が確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は、償却を行わず、毎年一定の時期及び減損の兆候がある場合にはその時点で、減損テストを実施しております。

③　重要な引当金の計上基準

当社グループが過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しております。

引当金は、現時点の貨幣の時間価値の市場評価と当該債務に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、債務の決済に必要とされると見込まれる支出の現在価値として測定しております。時の経過による引当金の増加は金融費用として認識しております。

資産除去債務については、賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別具体的に勘案して見積り、認識及び測定しております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の５ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しています。

ステップ１：　顧客との契約を識別する
ステップ２：　契約における履行義務を識別する
ステップ３：　取引価格を算定する
ステップ４：　取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ５：　企業が履行義務を充足した時に（または充足するにつれて）収益を識別する

製品供給収入

製品供給収入は、販売先の検収時点で収益を認識しております。

ライセンス

顧客がライセンスからの便益をそれ単独でまたは顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができ、かつ、ライセンスを顧客に移転するという企業の約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能である場合に、ライセンスが他の財またはサービスと区別されると判断しております。

ライセンスが他の財またはサービスと区別される履行義務であると判断される場合において、次の３つの要件全てに該当する場合には知的財産にアクセスする権利を有していると判断し一定期間にわたって収益認識しており、それ以外の場合には知的財産を使用する権利を有していると判断し一時点で収益認識しております。

・顧客が権利を有する知的財産に著しく影響を与える活動を当社グループが行うことを、契約が要求しているかまたは顧客が合理的に期待している。
・ライセンスによって供与される権利により企業の活動の正または負の影響に顧客が直接晒される。
・上記の結果、当該活動が生じるにつれて顧客に財またはサービスが移転することがない。

(a) ライセンスが他の財またはサービスと区別され、使用権と評価された場合

契約一時金

一時点で充足される履行義務は、ライセンスを付与した時点で収益を認識しております。

開発マイルストン収入

事後に重大な収益の戻入れが生じる可能性を考慮し、規制当局への承認申請等の当事者間で合意したマイルストンの達成が確実となった時点で収益を認識しております。

販売マイルストン収入及び販売ロイヤリティ収入

契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その達成時点若しくは発生時点、または履行義務の充足時点のいずれか遅い時点に収益を認識しております。

(b) ライセンスが他の財またはサービスと区別され、アクセス権と評価された場合

該当事項はありません。

研究開発受託

当社グループが履行するにつれて提供される便益を顧客は同時に受け取って消費するため、研究開発受託に係る収益は一定期間にわたって認識しております。

(a) 契約一時金及びマイルストン収入

契約一時金及び開発マイルストン収入

一時点で充足されない履行義務で、履行義務の充足前に対価を受領している場合には、当該対価を契約負債として計上しております。研究開発計画の開始時から完了予定時までの総見積時間または費用に対する期末日までの実際発生時間または費用の割合に応じて、収益計上額を測定し同額の契約負債を取り崩しております。ただし、開発マイルストン収入に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性が解消されるまでに認識した収益累計額に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高いと見込まれる範囲でのみ収益を認識しております。

(b) 研究開発受託契約に基づき得られる収入

契約に基づき、サービス提供時間に時間単価を乗じて収益計上額を測定しております。

ライセンスの取引価格については、残余アプローチを用いて算出した独立販売価格に基づいて配分しており、対価は合意された履行義務の充足若しくは契約条件の達成時点から１年以内に受領しています。

次の要件の両方に該当する場合には、変動対価を特定の履行義務のみに配分しております。

・当社グループの特定の履行義務の充足若しくは財またはサービスの提供により、支払条件が変動する。

・契約上のすべての履行義務及び支払条件を考慮した結果、変動対価全体を特定の履行義務若しくは財またはサービスに配分することが、適切に取引価格を各履行義務に配分するという目的に合致する。

なお、当社グループの締結するライセンス契約や研究開発契約等には重大な金融要素は含まれておりません。

⑤　重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

ⅰ. 外貨建取引

外貨建取引は取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、その公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートを用いて換算しております。

再換算または決済により発生した換算差額は、その期間の「金融収益」または「金融費用」で認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産から生じる換算差額については、連結包括利益計算書の「その他の包括利益」で認識し、換算差額の累積額は連結財政状態計算書の「その他の資本の構成要素」に計上しております。

ⅱ. 在外営業活動体の計算書類

在外営業活動体（海外子会社）の資産及び負債は期末日の為替レートで、収益及び費用は著しい変動がない限り期中平均為替レートで、それぞれ日本円に換算しております。

在外営業活動体の計算書類の換算から発生した為替換算差額は連結包括利益計算書の「その他の包括利益」で認識し、為替換算差額の累積額は連結財政状態計算書の「その他の資本の構成要素」に計上しております。

⑥　企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理をしております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結包括利益計算書において収益として計上しております。企業結合が生じた期間の末日までに企業結合の当初の会計処理が完了していない場合には、暫定的な金額で会計処理を行い、取得日から1年以内の測定期間において、暫定的な金額の修正を行います。発生した取得関連費用は費用として処理しております。

当社グループが移転した企業結合の対価に、条件付対価契約から生じる資産または負債が含まれる場合、条件付対価は、取得日の公正価値で測定され、移転した企業結合の対価の一部として含まれます。測定期間の修正として、取得日から条件付対価の公正価値の変動は遡及して修正し、対応してのれんの金額を修正いたします。測定期間の修正とは、「測定期間」（取得日から1年を超えることはできません）に入手した取得日に存在した事実及び状況に関する追加的な情報からの修正であります。

２．会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりです。

（1）　のれん及び無形資産の評価及び減損

①　連結計算書類に記載した金額

	当連結会計年度末残高
のれん	25,838百万円
無形資産	49,230百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類に記載した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

当社グループの非金融資産の帳簿価額は、報告日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、または未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を各連結会計年度における一定時期に見積っております。

のれんは償却を行わず、資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、毎年または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結包括利益計算書において認識され、その後の戻し入れは行っておりません。

のれんの資金生成単位または資金生成単位グループについては、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定しておりますが、原則として事業を行う地域及び事業の種類を資金生成単位としております。

無形資産は概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。

(a) 創薬に係る資金生成単位ののれん及び無形資産の回収可能価額

創薬に係る資金生成単位の回収可能価額は、事業計画に基づいて将来キャッシュ・フローを見積もり、処分コスト控除後の公正価値を用いて評価されています。事業計画及び処分コスト控除後の公正価値の算定に用いられる仮定には、開発品の上市を含むマイルストンの達成時期、研究開発の成功確率、将来予想される医薬品売上高等を含む収益の予測計画及び割引率等が含まれます。これらの仮定の設定にあたり、当社グループは業界の知見、外部の情報源、競合他社の状況及び業界動向等を考慮しております。

(b) 医薬品販売に係る資金生成単位グループののれん及び無形資産の回収可能価額

医薬品販売に係る資金生成単位グループの回収可能価額は、事業計画に基づいて将来キャッシュ・フローを見積もり、使用価値を用いて評価されています。事業計画及び使用価値の算定に用いられる仮定には、関連する医薬品の市場規模や市場占有率の予測、関連費用である売上原価及び研究開発費の予測、事業計画後の成長率及び割引率等が含まれます。これらの仮定の設定にあたり、当社グループは業界の知見、外部の情報源、競合他社の状況及び業界動向等を考慮しております。

翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

マイルストンの達成時期や医薬品の市場占有率等の不確実性に起因して、経営者による将来キャッシュ・フローの見積額及び見積時間と実績との間に重要な乖離が生じた場合、減損損失を計上する可能性があります。

(2)　収益認識

研究開発受託のうち契約一時金及び開発マイルストン収入に係る収益認識

①　連結計算書類に記載した金額

契約負債の当連結会計年度末残高	5,356百万円
契約負債のうち、収益認識した金額	2,342百万円

②　会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類に記載した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

　一時点で充足されない履行義務で、履行義務の充足前に対価を受領している場合には、当該対価を契約負債として計上しております。

　研究開発計画の開始時から完了予定時までの総見積時間または費用に対する期末日までの実際発生時間または費用の割合に応じて、収益計上額を測定し同額の契約負債を取り崩しております。

下記の理由から、総見積時間の算定には不確実性を伴うという特性があります。

ⅰ　研究開発は一般に長期にわたる上にプロジェクトごとの個別性が強い。

ⅱ　その性質上、成果の発現は保証されるものではなく、研究開発の進捗状況によって必要とされる総見積時間または費用も変化する。

ⅲ　研究開発計画の総見積時間または費用は専門知識や研究開発の経験を有するプロジェクトマネジャーの判断に依拠するという主観性を有している。

翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

　総見積時間または費用がこれらの不確実性等に起因して変動することにより、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する収益計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(3)　企業結合による条件付対価の評価

①　連結計算書類に記載した金額

・連結財政状態計算書

企業結合による条件付対価	1,940百万円

・連結包括利益計算書

金融費用 (企業結合による条件付対価評価損)	1,940百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類に記載した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

「企業結合による条件付対価」の公正価値は、2015年に締結された株式取得契約に基づく Nxera Pharma UK Limited の従前の株主への契約上の支払額に対し、製薬業界の標準的なマイルストン達成確率をベースに、各パイプラインの進捗状況を考慮した発生確率を用いて支払見込額を算出し、一定の割引率を割引く方法により測定しております。契約において最大支払額220百万米ドルと合意されており、118百万米ドルの支払が完了しております。残額については、将来、条件付対価の支払が発生する可能性があります。契約が明示的でない場合には、最終的な支払額は契約の解釈の相違によって異なる場合があり、当連結会計年度末における「企業結合による条件付対価」の連結財政状態計算書上の金額は、経営者の最善の見積額を計上しております。連結注記表「1.（4）⑥企業結合」及び「5. 金融商品に関する注記」にも関連する記載をしております。

翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経営者の見積りの前提としている契約の解釈と将来における従前の株主と実際に合意した契約の解釈が異なる等の場合には、追加の費用及び債務の計上が必要となる可能性があります。

3．連結財政状態計算書に関する注記

（1） 有形固定資産の減価償却累計額　　6,730百万円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

（1） 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	89,902,858株	593,877株	－	90,496,735株

（注）普通株式の株式数の増加は、事後交付型株式報酬（RSU）制度に係る新株の割当（593,877株）、によるものです。

（2） 当連結会計年度末日における新株予約権等に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　15,151,515株

5.　金融商品に関する注記

（1）　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取り組み方針

当社グループは資金運用については短期的かつリスクの少ない商品に限定し、リスクの低減を図っており、投機的な取引は行いません。また、新株発行、社債発行、銀行借入、及びリース等により資金調達を行っております。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては取引先ごとの期日管理、残高管理を行っております。営業債務及びその他の債務は１年以内の支払期日です。

（2）　金融商品の公正価値に関する事項

2025年12月31日における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

種類	連結財政状態計算書計上額	公正価値	差額
その他の金融資産	2,881	2,881	－
営業債権及びその他の債権	7,730	7,730	－
現金及び現金同等物	20,365	20,365	－
企業結合による条件付対価	1,940	1,940	－
社債	26,080	26,070	△10
借入金	26,908	26,867	△41
営業債務及びその他の債務	7,494	7,494	－

（3）　金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品のレベル１からレベル３までの公正価値ヒエラルキーに基づく分類は以下のとおりです。

レベル１：同一の資産または負債について活発な市場における（未調整の）公表価格

レベル２：当該資産または負債について直接にまたは間接に観察可能なレベル１に含まれる公表価格以外のインプットを使用して算定された公正価値

レベル３：観察不能なインプットを含む評価技法によって算定された公正価値

① 経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	−	−	25	25
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	1,823	−	454	2,277
合計	1,823	−	478	2,301
金融負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
企業結合による条件付対価	−	−	1,940	1,940
合計	−	−	1,940	1,940

② 償却原価で測定する金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融負債：				
社債	−	26,070	−	26,070
借入金	−	26,867	−	26,867
合計	−	52,937	−	52,937

（注）金融商品の公正価値の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

1．金融資産

金融資産は、連結財政状態計算書のその他の金融資産に計上されており、内訳は以下のとおりです。

上場株式

上場株式は、取引所の価格により公正価値を算定しており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その公正価値をレベル１の公正価値に分類しております。

非上場株式

非上場株式は、純資産、将来キャッシュ・フロー及び将来収益性等に基づいた評価モデル等により公正価値を算定しており、純損益またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定しております。観察不能なインプットを含む評価技法により公正価値を算定しているため、その公正価値をレベル３の公正価値に分類しております。

2．金融負債

金融負債は、企業結合による条件付対価、社債及び借入金により構成されております。

企業結合による条件付対価

企業結合による条件付対価の公正価値は、将来キャッシュ・フローに発生確率等の条件を考慮した割引現在価値により算定し、公正価値変動は損益計算書の「金融収益」又は「金融費用」に計上しております。重大な裁量可能でない、規制当局の承認等の契約に応じた条件に応じて支払われるマイルストンの達成確率をインプットとしているためレベル3に該当しております。

社債

転換社債型新株予約権付社債の社債部分については、将来支払う元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しており、その公正価値をレベル２の公正価値に分類しております。

借入金

借入金は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合において想定される利率で割り引いた現在価値で算定しており、その公正価値をレベル２の公正価値に分類しております。

(4)　社債、借入金及びリース負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超
社債	－	27,000	－
借入金	5,800	21,150	－
リース負債	1,056	2,681	1,404

6．収益認識に関する注記

当社グループは、医薬品の販売、第三者との間で締結した医薬品の販売権・開発品または製品の開発などに関するライセンス契約や研究開発契約等に基づき収益を得ております。当社グループの収益における、経営管理のための分類及び履行義務に基づく分類はそれぞれ次のとおりです。

(1)　経営管理のための分類

・上市済製品　：医薬品の販売により得られる収入、ロイヤリティ収入、製造販売承認前の契約一時金収入及びマイルストン収入、販売マイルストン収入

・研究・開発　：研究・開発提携に関する契約一時金収入、開発マイルストン収入、研究開発受託契約に基づき得られる収入

(2)　履行義務に基づく分類

履行義務に基づく分類は、連結注記表の「1.　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（3）会計方針に関する事項　④　重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)　経営管理のための収益区分と履行義務の区分との関係

（単位：百万円）

	履行義務			
	製品供給収入	ライセンス	研究開発受託	計
上市済製品	17,700	2,436	－	20,136
研究・開発	－	6,827	2,652	9,479
計	17,700	9,263	2,652	29,615

（注）上記の内、過去の期間に充足された履行義務は、7,663百万円です。

(4)　契約残高

①　顧客との契約から生じた債権

連結財政状態計算書上、「営業債権及びその他の債権」に含めて表示しております。

②　契約負債

連結財政状態計算書上、契約負債を「その他の非流動負債」及び「その他の流動負債」に含めて表示しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
期首残高	6,916
期首残高の内、収益認識した金額	△2,342
為替換算差額	358
新たに契約負債に認識され、翌期へ繰り越される金額	424
期末残高	5,356
その他の非流動負債	3,132
その他の流動負債	2,224

(5)　残存履行義務に配分した取引価格

創薬のうち開発サービスに係る収入は、規制当局への承認申請等の当事者間で合意したマイルストン達成まで不確実性が解消しないと見込まれることから、残存履行義務に配分した取引価額には含めておりません。また研究開発受託により得られる収入は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」第121項（b）及びB16項に従い実務上の便法として、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、残存履行義務に配分した取引価格を記載しておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり親会社所有者帰属持分	674円04銭
(2)　基本的１株当たり当期損失（△）	△138円80銭

8．重要な後発事象に関する注記

　2026年1月8日、当社グループは、サンセラ・ファーマシューティカルズ・ホールディング（以下「サンセラ社」）と、日本、韓国、オーストラリアおよびニュージーランドにおけるデュシェンヌ型筋ジストロフィー（DMD）治療薬vamorolone（海外製品名AGAMREE®）の開発、製造および商業化に関するライセンス契約を締結しました。

　当該契約に基づき、当社グループは契約一時金として3,000万米ドルを支払うとともに、同社が実施する第三者割当増資を引き受け、同社普通株式を総額1,000万米ドルで取得しました。

9．その他の注記

(転換社債型新株予約権付社債の条件変更に伴う損失)

　当社グループは、2023年12月14日に発行した2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債について、発行要項から新株予約権付社債権者の選択による繰上償還請求権(繰上償還日は2026年12月14日)に係る条項を削除する変更を行いました。条件変更にかかった費用は、当連結会計年度において連結包括利益計算書の金融費用に4,649百万円計上しております。

● 計 算 書 類

貸 借 対 照 表

（単位：百万円）

科目	第36期 2025年12月31日現在
資産の部	
流動資産	**17,402**
現金及び預金	5,544
関係会社売掛金	1,147
関係会社未収入金	231
棚卸資産	9,546
前払費用	335
未収消費税	373
その他	225
固定資産	**87,572**
有形固定資産	**14**
建物	1
工具、器具及び備品	13
無形固定資産	**41,209**
販売権	41,201
ソフトウェア	8
投資その他の資産	**46,348**
関係会社株式	28,836
関係会社長期貸付金	17,480
出資金	32
資産合計	**104,973**

科目	第36期 2025年12月31日現在
負債の部	
流動負債	**11,039**
買掛金	2,591
未払金	1,648
関係会社未払金	65
未払費用	149
未払法人税等	87
１年内返済予定の長期借入金	5,800
預り金	66
賞与引当金	188
株式報酬引当金	396
その他	51
固定負債	**48,998**
長期借入金	21,150
新株予約権付社債	27,399
株式報酬引当金	449
負債合計	**60,038**
純資産の部	
株主資本	**44,703**
資本金	**47,450**
資本剰余金	**20,946**
資本準備金	278
その他資本剰余金	20,668
利益剰余金	**△23,689**
その他利益剰余金	△23,689
繰越利益剰余金	△23,689
自己株式	**△3**
評価・換算差額等	**－**
その他有価証券評価差額金	－
新株予約権	**233**
純資産合計	**44,936**
負債純資産合計	**104,973**

（注）金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

損 益 計 算 書

（単位：百万円）

科目	第36期 2025年１月１日から 2025年12月31日まで	
売上高		**19,048**
売上原価		**6,816**
売上総利益		**12,233**
販売費及び一般管理費		**9,618**
営業利益		**2,614**
営業外収益		
受取利息	295	
関係会社受取配当金	2,793	
社債償還益	175	
為替差益	45	
雑収入	0	3,309
営業外費用		
支払利息	320	
支払手数料	14	
社債条件変更損	4,836	
雑損失	41	5,210
経常利益		**713**
特別利益		
新株予約権戻入益	1	1
特別損失		
関係会社株式評価損	24,335	
構造改革費用	54	24,389
税引前当期純損失		**△23,674**
法人税、住民税及び事業税	15	15
当期純損失		**△23,689**

（注）金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
2025年1月1日残高	47,172	35,289	–	△14,621	△3	67,837
事業年度中の変動額						
新株の発行	278	278	–	–	–	555
当期純利益	–	–	–	△23,689	–	△23,689
自己株式の取得	–	–	–	–	△0	△0
資本準備金からその他資本剰余金への振替	–	△35,289	35,289	–	–	–
その他資本剰余金からその他利益剰余金へ振替	–	–	△14,621	14,621	–	–
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	–	–	–	–	–	–
事業年度中の変動額合計	278	△35,011	20,668	△9,069	△0	△23,134
2025年12月31日残高	47,450	278	20,668	△23,689	△3	44,703

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
2025年1月1日残高	△15	233	68,055
事業年度中の変動額			
新株の発行	–	–	555
当期純利益	–	–	△23,689
自己株式の取得	–	–	△0
資本準備金からその他資本剰余金への振替	–	–	–
その他資本剰余金からその他利益剰余金へ振替	–	–	–
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	15	△1	14
事業年度中の変動額合計	15	△1	△23,120
2025年12月31日残高	–	233	44,936

（注）金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1） 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

原材料・半製品	先入先出法による原価法を採用しております。 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（2） 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）	定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 工具、器具及び備品６～18年
② 無形固定資産（リース資産除く）	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
③ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3） 繰延資産の処理方法

① 株式交付費	支出時に全額費用として処理しております。
② 社債発行費	支出時に全額費用として処理しております。

（4） 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備え、その見込額のうち､当事業年度の費用とすべき額を見積計上しております。
③ 役員賞与引当金	役員に対する賞与の支給に備え、その見込額のうち、当事業年度の費用とすべき額を見積計上しております。
④ 株式報酬引当金	事後交付型株式報酬（RSU）制度に基づく当社グループの従業員等への株式発行の出資財産となる金銭債務見込額を計上しております。

(5)　収益の計上基準

①　製品供給収入

製品供給収入は、販売先の検収時点で収益を認識しております。

②　ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入は、提携先の売上計上時点で収益を認識しております。

③　管理手数料収入

管理手数料収入は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(6)　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2．会計上の見積りに関する注記

(1)　関係会社株式の評価

①　計算書類に記載した金額

	当事業年度末残高
関係会社株式	28,836百万円

②　会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

<u>計算書類に記載した金額の算出方法及び計算に用いた主要な仮定</u>

非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式等は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて投資についての評価損を認識しております。減損判定に用いられる実質価額は、関係会社より入手した一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した期末日までに入手し得る直近の決算書における純資産額等を基礎とし、取得時の超過収益力を加味して算定しています。そのため、連結計算書類における「2．会計上の見積りに関する注記」の「(1)のれん及び無形資産の評価及び減損」に記載した会計上の見積りにおける主要な仮定が、実質価額の算定結果に重要な影響を及ぼします。

<u>翌事業年度の計算書類に与える影響</u>

将来の不確実な事象により、評価損の計上が必要になる可能性があります。

なお、当事業年度において、一部の子会社株式の実質価額が著しく低下したため、減損処理を実施いたしました。詳細は、「10. その他の注記（関係会社株式の評価損）」をご参照ください。

(2)　販売権の評価及び減損

①　計算書類に記載した金額

	当事業年度末残高
販売権	41,201百万円

②　会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類に記載した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

当社の販売権は概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。資産グループに減損の兆候がある場合は、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失の認識の要否を判断しております。減損損失を認識すべきと判断された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額が減損損失として計上されます。

減損の兆候には、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスである場合やマイナスとなる見込みである場合や経営環境が著しく悪化したか、悪化する見込みである場合などが含まれます。

翌事業年度の計算書類に与える影響

販売権の取得価額は関連する医薬品に係る事業計画を基礎に算定されていることから、実績が計画に対し大幅な未達となる場合には、減損の兆候が生じ、減損損失を計上する可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

(1)　有形固定資産の減価償却累計額　9百万円

(2)　資産から直接控除した損失評価引当金

棚卸資産　76百万円

(3)　保証債務

当社の子会社であるNxera Pharma UK Limitedが締結した土地建物賃貸借契約に基づく同社の債務に関して、債務保証を行っております。当事業年度末の保証額の合計は2,509百万円となっております。

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	24,695百万円
営業外取引	196百万円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,915株	61株	ー	1,976株

（注）普通株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り請求による増加61株によるものです。

６．収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑸収益の計上基準」に記載のとおりであります。

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	6,044百万円
関係会社株式	9,305百万円
税務上の繰延資産	1,530百万円
その他	499百万円
繰延税金資産小計	17,378百万円
評価性引当額	△17,378百万円
繰延税金資産合計	ー百万円

8．関連当事者との取引に関する注記

（1）　子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ネクセラファーマジャパン株式会社	所有 直接 100.0	製品販売 製品関連業務の委託 資金の援助 役員の兼任等	製品販売	17,447	関係会社売掛金	1,147
				業務委託	2,170	関係会社未払金	－
				販売費用	1,416		
				－	－	関係会社長期貸付金(注)3	17,280
				債務被保証(注)4	26,950	－	－
子会社	Nxera Pharma UK Limited	所有 直接 100.0	管理業務の受託 役員の兼任等	業務受託	1,709	関係会社未収入金	－
				債務保証の引受(注)5	2,509	－	－

（注）1．価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件を前提に、両者協議し合意の上決定しております。
2．資金の回収及び利息の受取は資金状況を勘案しながら行っております。
3．ネクセラファーマジャパン株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利息を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
4．当社は、金融機関からの借入金に対してネクセラファーマジャパン株式会社より債務保証を受けております。
5. Nxera Pharma UK Limitedが締結した土地建物賃貸借契約に基づく同社の債務に関して、債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受け取っておりません。

（2） 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	クリストファー・カーギル	被所有 直接 0.12	取締役 代表執行役社長 CEO	金銭報酬債権の現物出資（注）1	83	－	－
役員	デビッド・ロブリン	被所有 直接 0.01	取締役	金銭報酬債権の現物出資（注）1	18	－	－
役員	永井　智亮	被所有 直接 0.05	取締役	金銭報酬債権の現物出資（注）1	18	－	－
役員	ロルフ・ソダストロム	被所有 直接 0.02	取締役	金銭報酬債権の現物出資（注）1	18	－	－
役員	関　美和	被所有 直接 0.02	取締役	金銭報酬債権の現物出資（注）1	18	－	－
役員	富田　英子	被所有 直接 0.01	取締役	金銭報酬債権の現物出資（注）1	18	－	－
役員	野村　広之進	被所有 直接 －	執行役CFO	金銭報酬債権の現物出資（注）1	16	－	－
役員	吉住　和彦	被所有 直接 0.03	執行役CCO	金銭報酬債権の現物出資（注）1	11	－	－

（注）1．事後交付型株式報酬（RSU）制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

9. 1株当たり情報に関する注記

（1） 1株当たり純資産額　493円98銭
（2） 1株当たり当期純損失　262円41銭

10. その他の注記

(転換社債型新株予約権付社債の条件変更に伴う損失)

当社は、2023年12月14日に発行した2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債について、発行要項から新株予約権付社債権者の選択による繰上償還請求権(繰上償還日は2026年12月14日)に係る条項を削除する変更を行いました。条件変更にかかった費用は、当事業年度において損益計算書の営業外費用「社債条件変更損」に4,836百万円計上しております。

(関係会社株式の評価損)

当社は、関係会社株式のうち、Nxera Pharma UK Limitedの株式について、帳簿価額に対し実質価額が著しく低下したため減損処理を実施いたしました。当該減少額は、損益計算書の特別損失「関係会社株式評価損」に24,335百万円を特別損失に計上しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年２月13日

ネクセラファーマ株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　**田 中 清 人**
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　**中 田 裕 之**

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ネクセラファーマ株式会社の2025年１月１日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ネクセラファーマ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的 影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2026年２月13日

ネクセラファーマ株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田中清人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中田裕之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ネクセラファーマ株式会社の2025年１月１日から2025年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的 影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2025年１月１日から2025年12月31日までの第36期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、各監査委員は取締役会その他重要な会議に出席し、インターナルオーディット部と連携の上、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告及び説明を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けています。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年２月13日

ネクセラファーマ株式会社　監査委員会

監査委員長　Rolf Soderstrom　㊞
監 査 委 員　永 井 智 亮　㊞
監 査 委 員　富 田 英 子　㊞
監 査 委 員　志 村 直 子　㊞

（注）監査委員会は、委員全員が会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役です。

以　上

数字で見る当社の概要

創薬プラットフォーム

臨床開発品

	進行中のプログラム	2025年の動き
フェーズ3	2	+2
フェーズ2	5	+2
フェーズ1	8	-2 (Ph2へ移行)

主要パートナー

NEUROCRINE BIOSCIENCES / abbvie / Lilly / CENTESSA PHARMACEUTICALS / Pfizer

コマーシャル

製品

	2025年売上 (JPY)	対前年
ピヴラッツ®	13.5Bn	+7%
クービビック®	4.3 Bn	+224%

後期開発品

- Vamorolone (New)：DMD治療候補薬：米国及び欧州で既に承認済み
- Lucerastat：ファブリー病治療候補薬：Nxeraは独占的オプション権を保有

重点疾患分野

神経疾患／神経精神疾患
1,800億ドル以上
の市場規模

代謝性疾患
2,300億ドル以上
の市場規模

免疫疾患／消化器疾患
4,500億ドル以上
の市場規模

研究開発活動

- ✔ 最大400個にのぼる未創薬のGPCRに焦点を当てる
- ✔ 1,500件の取得済み特許
- ✔ 20以上の創薬プログラムが稼働中

主要パイプライン一覧 (2026年1月末現在)

基礎〜前臨床 → フェーズ1 → フェーズ2 → フェーズ3 → 申請 → 上市済み

自社開発

基礎〜前臨床	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	申請	上市済み
神経疾患 / 免疫疾患 / 肥満及び代謝疾患領域のベストインクラスの低分子薬	EP4作動薬 NXE'744 炎症性腸疾患	EP4拮抗薬 NXE'732 進行性固形がん (CANCER RESEARCH UK)	Vamorolone (A) デュシェンヌ型筋ジストロフィー		ピヴラッツ® (A) 脳血管攣縮
	GPR52作動薬 NXE'149 統合失調症		Lucerastat (A) ファブリー病 (独占的ライセンスインオプション)		クービビック® (A) 不眠症 (SHIONOGI)

提携

創薬提携
- Lilly: 糖尿病/代謝性疾患
- abbvie: 神経疾患

技術提携
- Antiverse: AI創薬
- precisionlife (improving health | for everyone): 神経疾患/自己免疫疾患

フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	申請	上市済み
M_1M_4作動薬 NBI'569 AD*に伴う精神症状 (NEUROCRINE BIOSCIENCES)	M_4作動薬 NBI'568 双極性障害 (NEUROCRINE BIOSCIENCES)	M_4 作動薬 NBI'568 統合失調症 (NEUROCRINE BIOSCIENCES)		シーブリ他 COPD/喘息 (NOVARTIS)
M_1作動薬 NBI'567 (J) AD*/LBD* (NEUROCRINE BIOSCIENCES)	M_1M_4作動薬 NBI'570 統合失調症 (NEUROCRINE BIOSCIENCES)			
CCR6拮抗薬 PF'894 炎症性腸疾患 (Pfizer)				
MC4拮抗薬 PF'669 低栄養 (Pfizer)				
OX2作動薬 ORX142 神経/神経変性疾患 (CENTESSA PHARMACEUTICALS)	OX2作動薬 ORX750 ナルコレプシー (CENTESSA PHARMACEUTICALS)			
		Cenerimod (A) SLE (VIATRIS)		

(破線枠)：独占的ライセンスインオプション

A ：APAC**での権利を保有

J ：日本での権利を自社で保有

*AD:アルツハイマー病、LBD:レビー小体型認知症
*NXE0039732 (EP4拮抗薬) は導出品ではないため自社品として分類。2022年に締結した臨床試験及びライセンス契約に基づき、Cancer Research UKが第Ⅰ/Ⅱa 相臨床試験の資金拠出、デザイン及び実施を担い、当社がその後の臨床開発・商業化に向け、本剤に対するこの試験結果のライセンスを保有。
**APAC (中国を除く) には、日本、韓国、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナムを含む。

株主総会会場ご案内図

2026年３月25日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前９時30分）

会場 **ホテル グランドアーク半蔵門　４階　富士の間**
東京都千代田区隼町１番１号　TEL：03－3288－0111

交通 **半蔵門線 半蔵門駅** 「１番出口」から徒歩２分
「６番出口」から徒歩３分
※６番出口は地上までエスカレーターとエレベーターが通じています。

有楽町線 麹町駅 「１番出口」から徒歩８分

インターネットによるライブ配信のご案内

本株主総会の模様は、当日インターネットを通じてリアルタイムでご視聴いただけるようライブ配信を行います。
詳細につきましては、同封のリーフレットをご覧ください。

※今後の状況により、インターネットによるライブ配信に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nxera.life/jp）にてお知らせいたします。

※株主総会終了後の株主懇談会の開催はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

ネクセラファーマ株式会社
東京都港区赤坂九丁目７番２号 ミッドタウン・イースト７F
https://www.nxera.life/jp

FSC www.fsc.org ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT